

## 4.2 社会的状況

### 4.2.1 人口及び産業の状況

#### 1) 人口の状況

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の人口は、それぞれ 33,693 人、8,974 人、71,093 人となっており、3 市村の合計 113,760 人は、長野県全体 2,152,449 人に対して約 5%となっている。人口の状況を表 4.2.1-1 に示す。

表 4.2.1-1 人口の状況(平成 22 年)

項目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3 市村合計
人口	2,152,449 人	33,693 人	8,974 人	71,093 人	113,760 人
世帯数	794,461 世帯	12,161 世帯	3,092 世帯	26,112 世帯	41,365 世帯

出典：「平成 22 年国勢調査」(平成 28 年 1 月確認 総務省統計局 HP)

#### 2) 産業の状況

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の産業別就業者数は、3 市村とも第 3 次産業の割合が大きくなっており、長野県全体と比べると第 2 次産業の割合が大きくなっている。産業別就業者数を表 4.2.1-2 に示す。以下に、それぞれの産業の内訳を示す。

表 4.2.1-2 産業別就業者数(平成 22 年)

項目		長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3 市村合計
第 1 次産業	就業者数	103,387 人	1,279 人	304 人	3,048 人	4,631 人
	割合	9.8 %	7.6 %	6.8 %	9.0 %	8.0 %
第 2 次産業	就業者数	310,884 人	6,623 人	1,971 人	11,772 人	20,366 人
	割合	29.5 %	39.2 %	44.1 %	34.7 %	35.1 %
第 3 次産業	就業者数	639,888 人	9,001 人	2,198 人	19,134 人	30,333 人
	割合	60.7 %	53.3 %	49.1 %	56.4 %	52.2 %
総数*	就業者数	1,091,03 人	17,186 人	4,570 人	36,325 人	58,081 人
	割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

注：総数には分類不能の産業を含む。

出典：「平成 22 年国勢調査」(平成 28 年 1 月確認 総務省統計局 HP)

(1) 農業(販売農家数)

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の販売農家数は、それぞれ 784 戸、291 戸、1,579 戸となっており、3 市村の合計 2,654 戸は、長野県全体 62,076 戸に対して約 4%となっている。農業の状況を表 4.2.1-3 に示す。

表 4.2.1-3 農業の状況(平成 22 年)

項目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3 市村合計
世帯数	798,372 戸	12,290 戸	2,973 戸	25,206 戸	40,469 戸
販売農家数	62,076 戸	784 戸	291 戸	1,579 戸	2,654 戸
専業農家数	16,742 戸	85 戸	55 戸	289 戸	429 戸
兼業農家数	45,334 戸	699 戸	236 戸	1,290 戸	2,225 戸

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

(2) 林業(林野面積)

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の林野面積は、それぞれ 11,967ha、3,953ha、52,320ha となっており、3 市村の合計 68,240ha は、長野県全体 1,022,777ha に対して約 7%となっている。林業の状況を表 4.2.1-4 に示す。

表 4.2.1-4 林業の状況(平成 22 年)

項目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3 市村合計
総土地面積	1,356,223ha	16,592ha	5,452ha	66,781ha	88,825ha
林野面積(計)	1,022,777ha	11,967ha	3,953ha	52,320ha	68,240ha
現況森林面積	1,014,580ha	11,955ha	3,934ha	52,107ha	67,996ha
森林以外の草生地	8,197ha	12ha	19ha	213ha	244ha
林野率	75.4%	72.1%	72.5%	78.3%	76.8%
所有形態別林野面積(計)	1,022,777ha	11,967ha	3,953ha	52,320ha	68,240ha
国有	332,693ha	2,826ha	2,486ha	19,268ha	24,580ha
民有	690,084ha	9,141ha	1,467ha	33,052ha	43,660ha

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

### (3) 鉱工業(製造品出荷額等)

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の鉱工業における製造品出荷額等は、それぞれ1,187億円、351億円、1,344億円となっており、3市村の合計2,882億円は、長野県全体50,878億円に対して約6%となっている。鉱工業における製造品出荷額等の状況を表4.2.1-5に示す。

表 4.2.1-5 鉱工業の状況(平成 24 年)

項目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3市村合計
事業所数	5,470 事業所	107 事業所	46 事業所	164 事業所	317 事業所
従業者数	187,888 人	4,588 人	2,000 人	5,402 人	11,990 人
現金給与総額	7,903 億円	195 億円	86 億円	243 億円	524 億円
原材料使用額等	30,231 億円	693 億円	144 億円	792 億円	1,629 億円
製造品出荷額等	50,878 億円	1,187 億円	351 億円	1,344 億円	2,882 億円
粗付加価値額	19,984 億円	473 億円	199 億円	529 億円	1,201 億円
有形固定資産 <sup>※</sup>	1,594 億円	481 億円	—	382 億円	863 億円

注：従業者 30 人以上の事業場における有形固定資産取得額。

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

### (4) 商業(商品販売額)

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の年間商品販売額は、それぞれ約 504 億円、133 億円、1,335 億円となっており、3市村の合計1,972億円は、長野県全体51,644億円に対して約4%となっている。商業の状況を表4.2.1-6に示す。

表 4.2.1-6 商業の状況(平成 24 年)

項目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3市村合計
事業所数	25,547 事業所	429 事業所	83 事業所	817 事業所	1,329 事業所
従業者数	178,841 人	2,956 人	436 人	5,621 人	9,013 人
売場面積	2,698,332m <sup>2</sup>	63,587m <sup>2</sup>	6,968m <sup>2</sup>	103,191m <sup>2</sup>	173,746m <sup>2</sup>
年間商品販売額	51,644 億円	504 億円	133 億円	1,335 億円	1,972 億円

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

## 4.2.2 土地利用の状況

### 1) 土地利用の状況

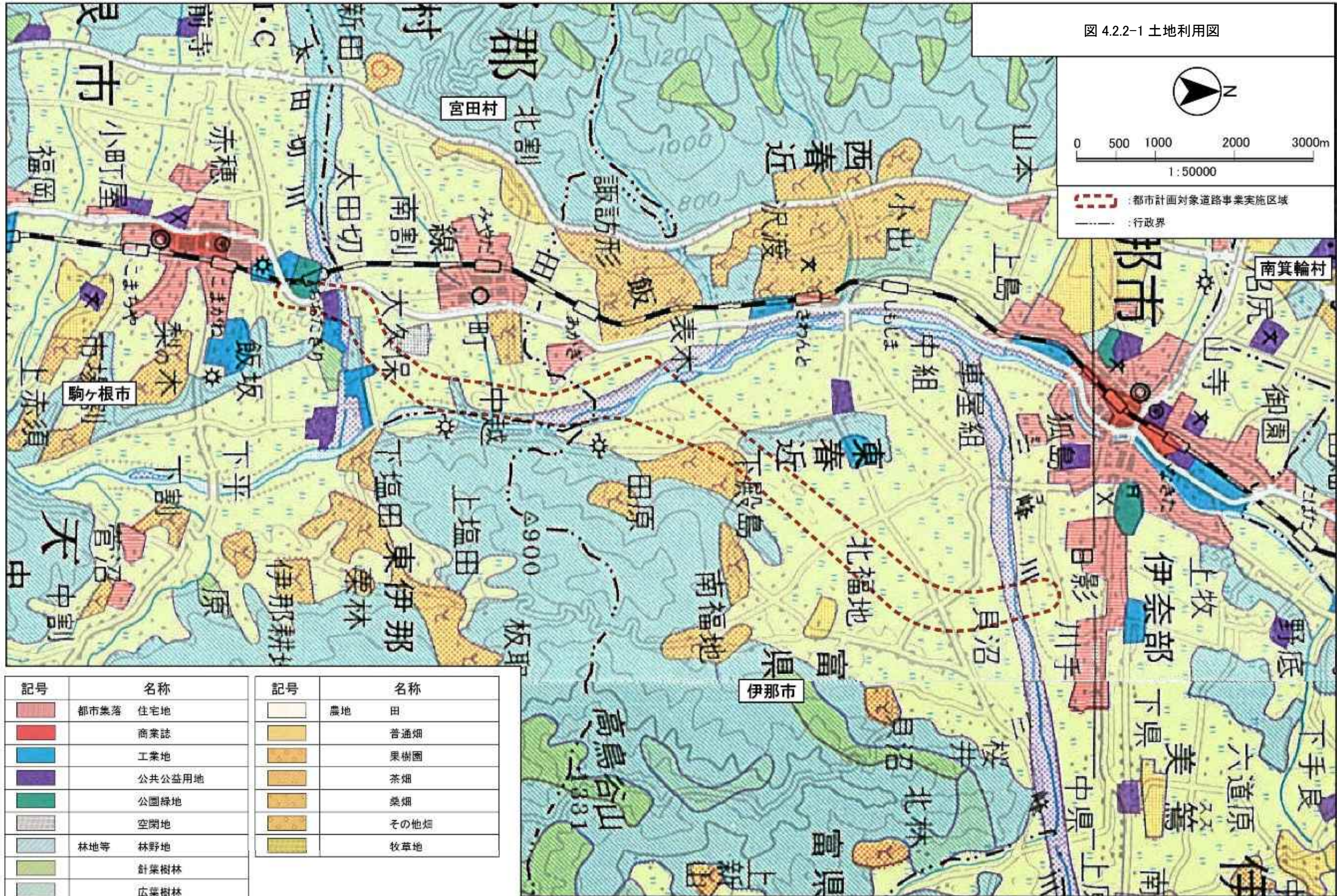
駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の地目別面積は、山林が最も多く、次に原野、田、宅地が多くなっており、長野県全体と比べると畑の割合が小さくなっている。地目別面積を表 4.2.2-1 に、土地利用状況を図 4.2.2-1 (P120) に示す。

表 4.2.2-1 地目別面積の状況(平成 25 年)

地目	長野県	駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3 市村合計
総面積	13,562.23 km <sup>2</sup>	165.92 km <sup>2</sup>	54.52 km <sup>2</sup>	667.81 km <sup>2</sup>	888.25 km <sup>2</sup>
田	650,275 km <sup>2</sup>	16,087 km <sup>2</sup>	4,138 km <sup>2</sup>	39,085 km <sup>2</sup>	59,310 km <sup>2</sup>
畑	697,727 km <sup>2</sup>	3,994 km <sup>2</sup>	946 km <sup>2</sup>	17,704 km <sup>2</sup>	22,644 km <sup>2</sup>
宅地	515,152 km <sup>2</sup>	8,784 km <sup>2</sup>	2,555 km <sup>2</sup>	18,825 km <sup>2</sup>	30,164 km <sup>2</sup>
鉱泉地	12 km <sup>2</sup>	0 km <sup>2</sup>	—	1 km <sup>2</sup>	1 km <sup>2</sup>
池沼	32,792 km <sup>2</sup>	—	—	38 km <sup>2</sup>	38 km <sup>2</sup>
山林	6,331,148 km <sup>2</sup>	42,806 km <sup>2</sup>	37,713 km <sup>2</sup>	300,409 km <sup>2</sup>	380,928 km <sup>2</sup>
牧場	23,413 km <sup>2</sup>	—	—	—	—
原野	864,787 km <sup>2</sup>	9,810 km <sup>2</sup>	363 km <sup>2</sup>	55,454 km <sup>2</sup>	65,627 km <sup>2</sup>
その他	4,446,924 km <sup>2</sup>	84,438 km <sup>2</sup>	8,805 km <sup>2</sup>	236,294 km <sup>2</sup>	329,537 km <sup>2</sup>

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

图 4.2.2-1 土地利用图



記号	名称
	都市集落 住宅地
	商業誌
	工業地
	公共公益用地
	公園緑地
	空閑地
	林地等 林野地
	針葉樹林
	広葉樹林
	野草地
	裸地
	水面・河川

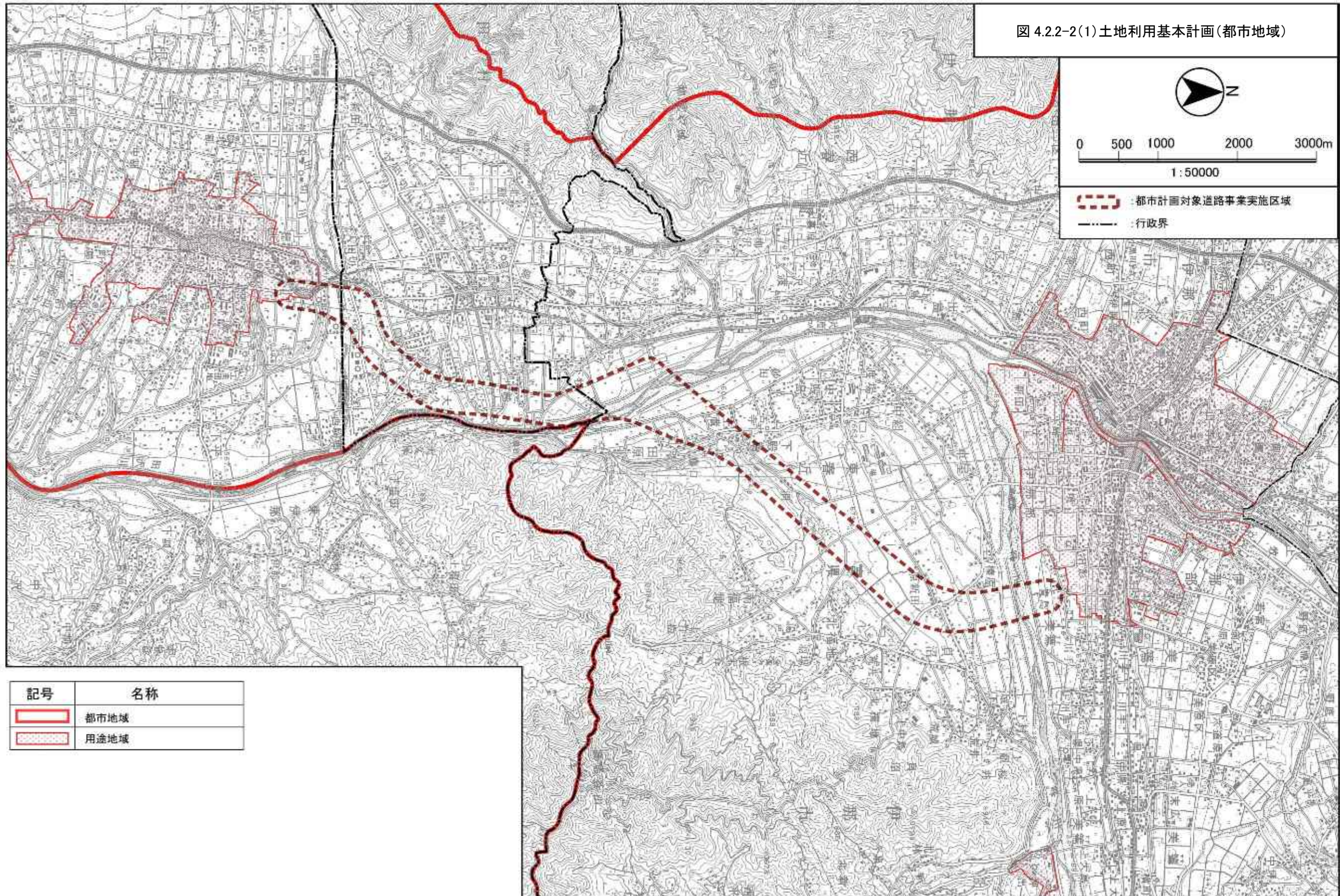
記号	名称
	農地 田
	普通畑
	果樹園
	茶畑
	菜畑
	その他畑
	牧草地



出典:「20万分の1土地利用図」(昭和57年 国土地理院)

## 2) 土地利用基本計画

調査区域には、「国土利用計画法」（昭和49年6月25日 法律第92号）に基づいて策定された土地利用基本計画において都市地域、農業地域及び森林地域に指定された土地がある。調査区域の大部分が都市地域に指定されており、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の都市地域には、都市計画法に基づく用途地域がそれぞれ定められている。農業地域、森林地域は、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市にそれぞれ存在し、このうち農業地域の大部分は農用地区域となっている。土地利用基本計画で定める地域区分の状況を図4.2.2-2（P122～124）に示す。

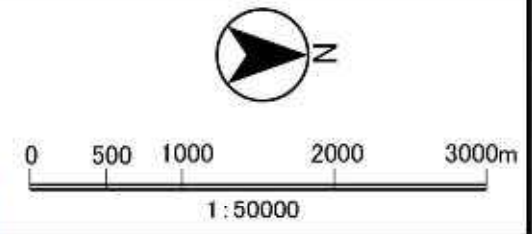
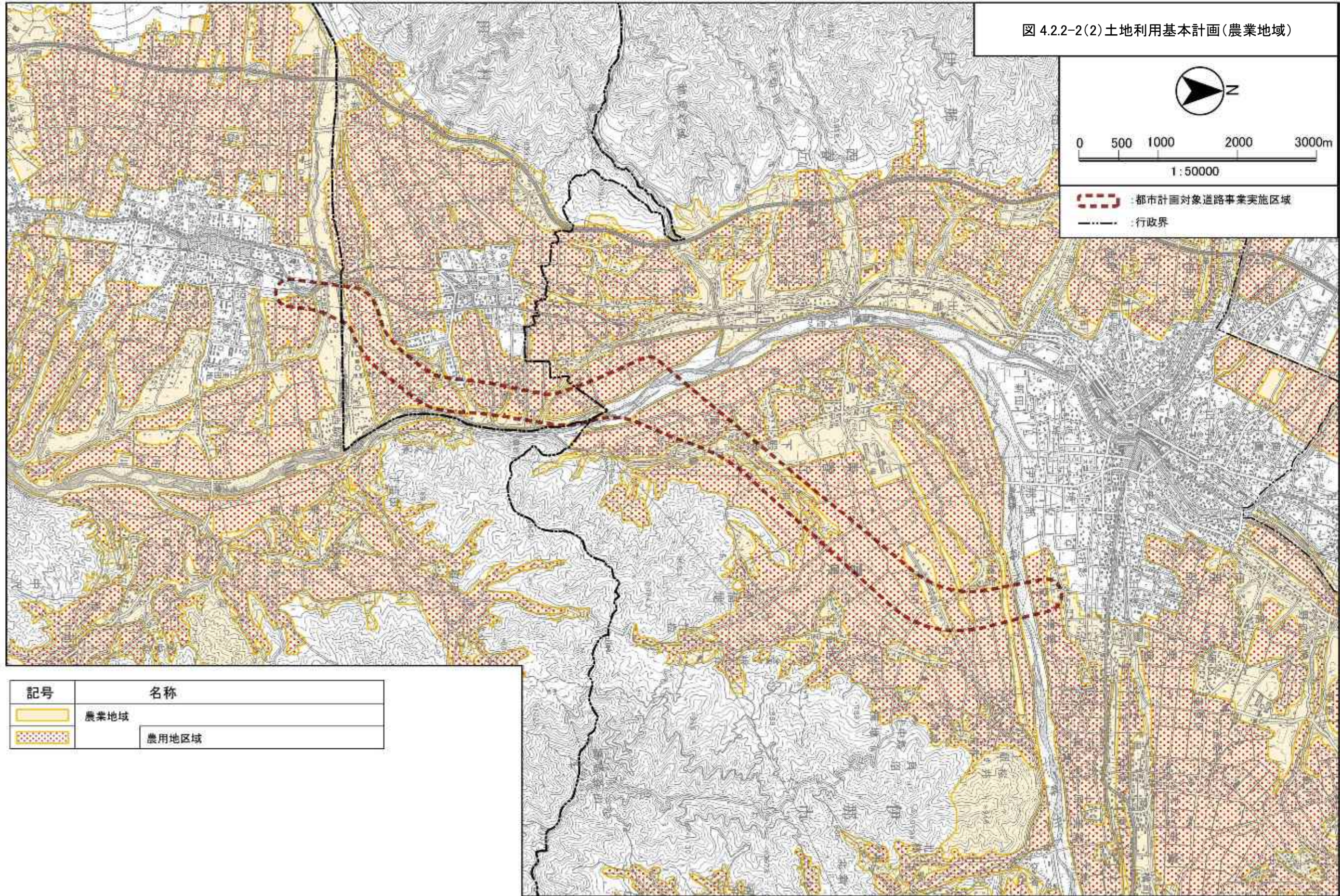
図 4.2.2-2(1)土地利用基本計画(都市地域)





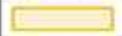

記号	名称
	都市地域
	用途地域

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成28年1月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)

図 4.2.2-2(2)土地利用基本計画(農業地域)



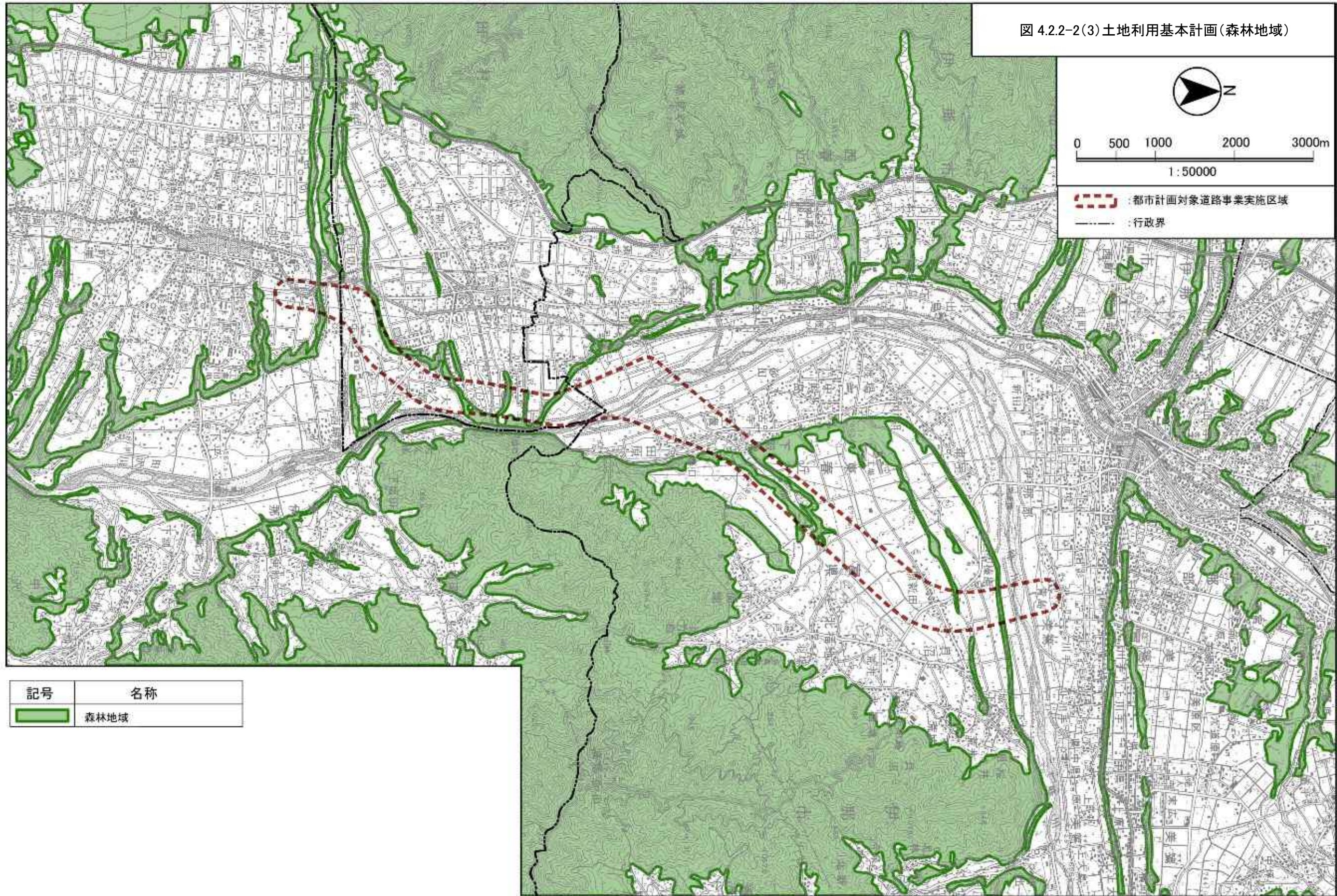
 : 都市計画対象道路事業実施区域  
 : 行政界

記号	名称
	農業地域
	農用地区域

出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成28年1月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)



図 4.2.2-2(3)土地利用基本計画(森林地域)



出典:「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」(平成28年1月確認 国土交通省国土政策局総合計画課HP)

### 3) その他の主要な事業等の状況

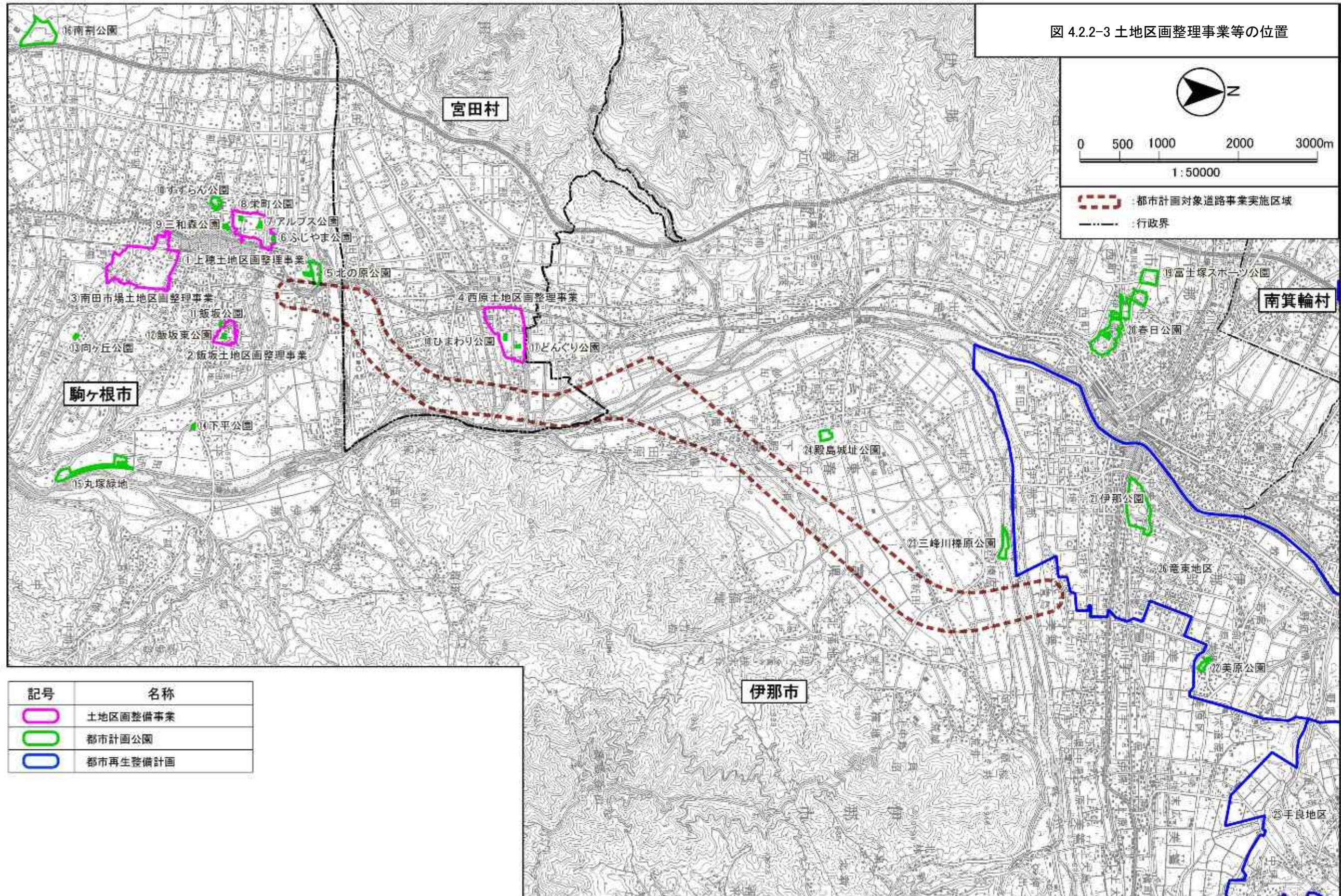
調査区域には、土地区画整理事業が4箇所、都市計画公園が20箇所、都市再生整備計画が2地区存在する。調査区域における土地区画整理事業等の一覧を表4.2.2-2に、位置を図4.2.2-3(P126)に示す。

表 4.2.2-2 土地区画整理事業等

番号	区域名	市村	名称	
1	土地区画整理事業	駒ヶ根市	上穂土地区画整理事業	
2			飯坂土地区画整理事業	
3			南田市場土地区画整理事業	
4		宮田村	西原土地区画整理事業	
5	都市計画公園	駒ヶ根市	北の原公園	
6			ふじやま公園	
7			アルプス公園	
8			栄町公園	
9			三和森公園	
10			すずらん公園	
11			飯坂公園	
12			飯坂東公園	
13			向ヶ丘公園	
14			下平公園	
15			丸塚緑地	
16			南割公園	
17			宮田村	どんぐり公園
18				ひまわり公園
19		伊那市	富士塚スポーツ公園	
20			春日公園	
21			伊那公園	
22			美原公園	
23			三峰川榛原公園	
24			殿島城址公園	
25	都市再生整備計画	伊那市	手良地区	
26			竜東地区	

出典：「駒ヶ根都市計画図」（平成26年4月 駒ヶ根市）  
「宮田村都市計画図」（平成20年10月 宮田村）  
「伊那都市計画図」（平成25年4月 伊那市）

図 4.2.2-3 土地区画整理事業等の位置



記号	名称
	土地区画整備事業
	都市計画公園
	都市再生整備計画

出典：「駒ヶ根都市計画図」(平成28年4月 駒ヶ根市)  
 「宮田村都市計画図」(平成20年10月 宮田村)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)

#### 4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

##### 1) 河川の利用の状況

天竜川水系の水利用は、発電とかんがいの利用割合が多く、発電は全体取水量の約9割を超えており、工業や上水道等の利用の割合は少ない。天竜川水系の水利用の状況を表4.2.3-1に示す。

表 4.2.3-1 天竜川水系の水利用の状況(平成19年4月現在)

項目	最大取水量	備考
発電用水	2,620.297 m <sup>3</sup> /s	最大出力約 2,179,600kw
水道用水	5.729 m <sup>3</sup> /s	-
工業用水	4.195 m <sup>3</sup> /s	-
農業用水	117.245 m <sup>3</sup> /s	かんがい面積 61,700ha
その他	30.480 m <sup>3</sup> /s	-
合計	2,777.947 m <sup>3</sup> /s	-

出典：「天竜川水系河川整備基本方針」（平成20年7月 国土交通省河川局）

##### 2) 水道水源の状況

駒ヶ根市、宮田村及び伊那市では、箕輪ダムを水源とする長野県上伊那広域水道用水企業団から水道用水の供給を受けている。駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の上水道は、取水量の5割前後が長野県上伊那広域水道用水企業団からの受水である。残りの配水量は、河川水（表流水）、伏流水、浅井戸水、深井戸水及び湧水を水源としており、駒ヶ根市及び宮田村では河川水（表流水）、伊那市では深井戸水が水道用水企業団からの受水に次いで多い状況である。上水道の水源別取水量を表4.2.3-2に示す。

調査区域には、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸及び湧水を水源とする水道水源が29箇所存在する。水道水源の一覧を表4.2.3-3（P128）に、位置を図4.2.3-1（P129）に示す。

表 4.2.3-2 上水道の水源別取水量

水源		年間取水量(千 m <sup>3</sup> )			
		駒ヶ根市	宮田村	伊那市	3市村合計
表流水	河川水(表流水(自流))	1,295	318	683	2,296
地下水	伏流水	48	61	28	137
	浅井戸水	8(1)	123(1)	0(0)	131
	深井戸水	0(1)	211(0)	2,232(8)	2,443
	湧水	0	0	1,543	1,543
浄水受水		2,546	467	6,891	9,904
合計	合計	3,897	1,180	11,377	16,454

注：( ) 内は、井戸数を示す。

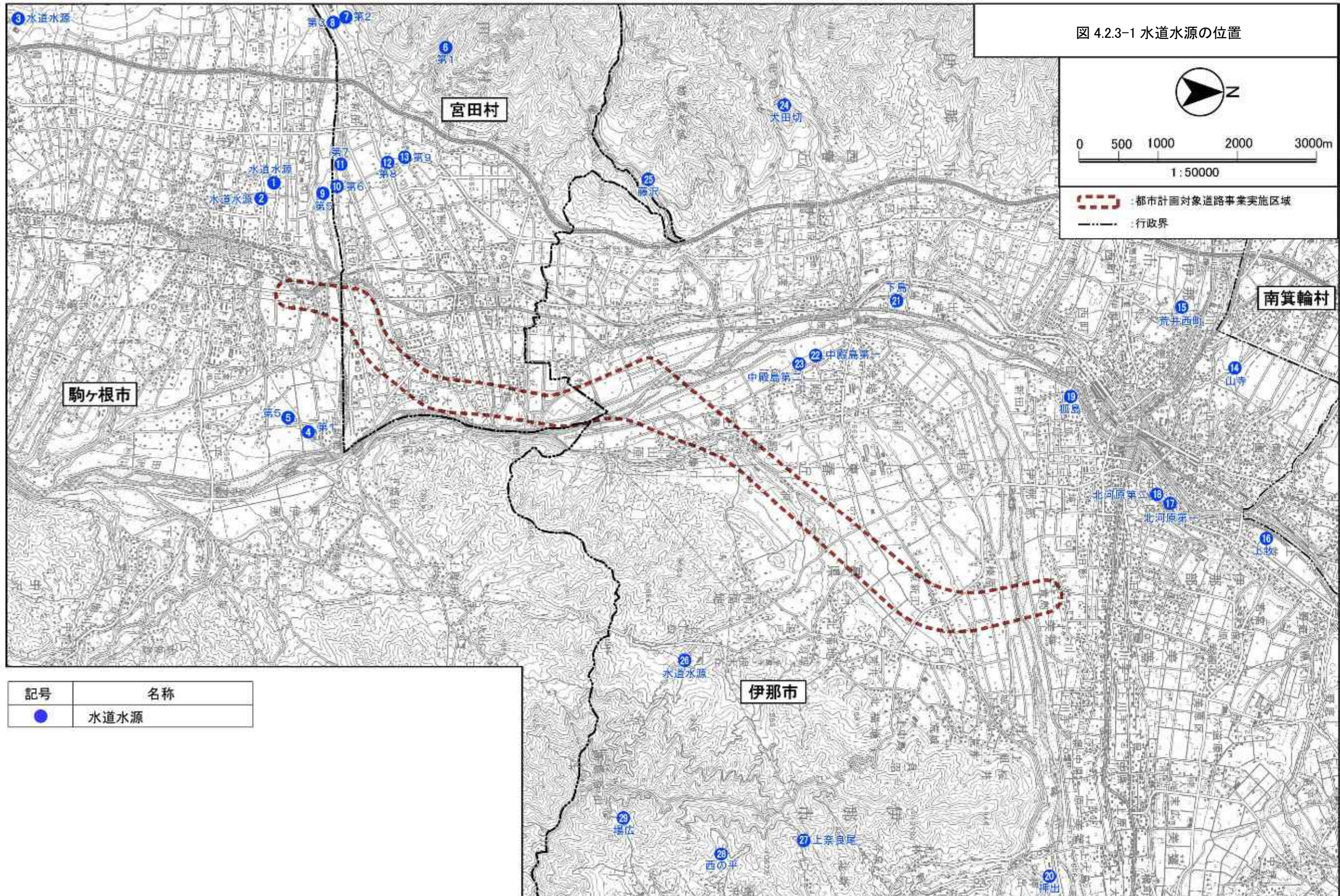
出典：「平成25年度長野県の水道」（平成26年3月31日 長野県環境部水大気環境課 HP）

表 4.2.3-3 水道水源

No.	水源名	分類	番号	水源種類	水道名	水道種類
1	水道水源	水道水源	210-15	深井戸	ベルシャイン駒ヶ根店専用水道	専用水道
2	水道水源	水道水源	210-16	深井戸	ホテルルートイン専用水道	専用水道
3	水道水源	水道水源	210-17	深井戸	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所専用水道	専用水道
4	第1	水道水源	210-9	表流水	駒ヶ根市上水道事業	上水道
5	第5	水道水源	210-13	深井戸	駒ヶ根市上水道事業	上水道
6	第1	水道水源	388-1	伏流水	宮田村上水道事業	上水道
7	第2	水道水源	388-2	浅井戸	宮田村上水道事業	上水道
8	第3	水道水源	388-3	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
9	第5	水道水源	210-18	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
10	第6	水道水源	210-19	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
11	第7	水道水源	388-5	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
12	第8	水道水源	388-6	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
13	第9	水道水源	388-7	深井戸	宮田村上水道事業	上水道
14	山寺	水道水源	209-42	湧水	伊那市上水道事業	上水道
15	荒井西町	水道水源	209-41	湧水	伊那市上水道事業	上水道
16	上牧	水道水源	209-44	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
17	北河原第一	水道水源	209-50	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
18	北河原第二	水道水源	209-51	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
19	狐島	水道水源	209-40	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
20	押出	水道水源	209-33	浅井戸	伊那市上水道事業	上水道
21	下島	水道水源	209-38	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
22	中殿島第一	水道水源	209-46	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
23	中殿島第二	水道水源	209-47	深井戸	伊那市上水道事業	上水道
24	犬田切	水道水源	209-39	表流水	伊那市上水道事業	上水道
25	藤沢	水道水源	209-48	伏流水	伊那市上水道事業	上水道
26	水道水源	水道水源	209-53	深井戸	社会福祉法人たかぎの里専用水道	専用水道
27	上奈良尾	水道水源	209-4	表流水	上奈良尾簡易給水施設	簡易給水施設
28	西の平	水道水源	209-3	深井戸	西の平飲料水供給施設	飲料水供給施設
29	場広	水道水源	209-2	表流水	場広飲料水供給施設	飲料水供給施設

出典：「長野県統合型地理情報システム」（平成 28 年 1 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP）

図 4.2.3-1 水道水源の位置



記号	名称
●	水道水源

出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成28年1月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)

### 3) 漁場の状況

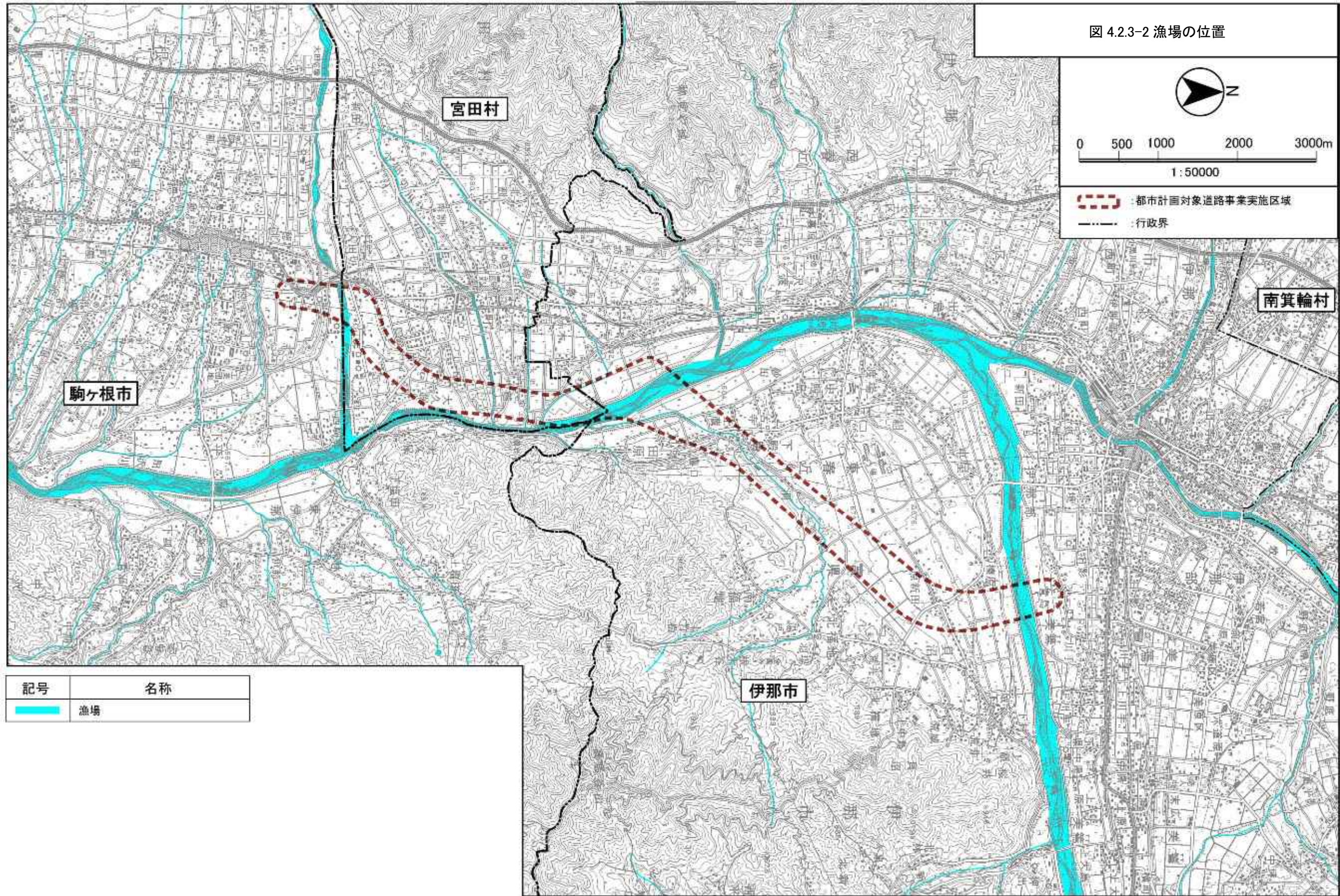
調査区域の天竜川本流及びその支流には、漁業法に基づき内水面における共同漁業権『第5種共同漁業（許可番号：内共第6号）』が長野県知事より免許されている。漁業権の設定状況を表4.2.3-4に、漁場の位置を図4.2.3-2（P131）に示す。

表 4.2.3-4 漁業権の設定状況

項目	内容
漁業権の番号	内共第6号
漁業の種類	第5種共同漁業
漁業の名称	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、かじか漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、にじます漁業、あまご漁業、いわな漁業
漁業の時期	1月1日から12月31日まで
漁場の位置	上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流
漁業権者	天竜川漁業協同組合、下伊那漁業協同組合、遠山漁業協同組合（ただし、調査区域は天竜川漁業協同組合の管理区域である。）
免許日	平成26年1月1日
存続期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

出典：漁業権の免許の内容等（平成25年12月12日 長野県農政部園芸畜産課 HP）

図 4.2.3-2 漁場の位置



記号	名称
	漁場

出典：「内共第6号漁場図」(平成26年1月1日 長野県農政部園芸畜産課HP)  
 「伊那建設事務所管内図」(平成27年3月 伊那建設事務所)



#### 4.2.4 交通の状況

##### 1) 道路の状況

調査区域には、主な道路として中央自動車道、国道 153 号、国道 361 号、主要地方道として伊那生田飯田線他計 4 路線、一般県道として南箕輪沢渡線他計 10 路線が存在する。調査区域における主な道路及び平日の自動車交通量を表 4.2.4-1 に、主な道路の状況及び自動車交通量の観測地点を図 4.2.4-1 (P133) に示す。

表 4.2.4-1 主要な幹線道路及び自動車交通量

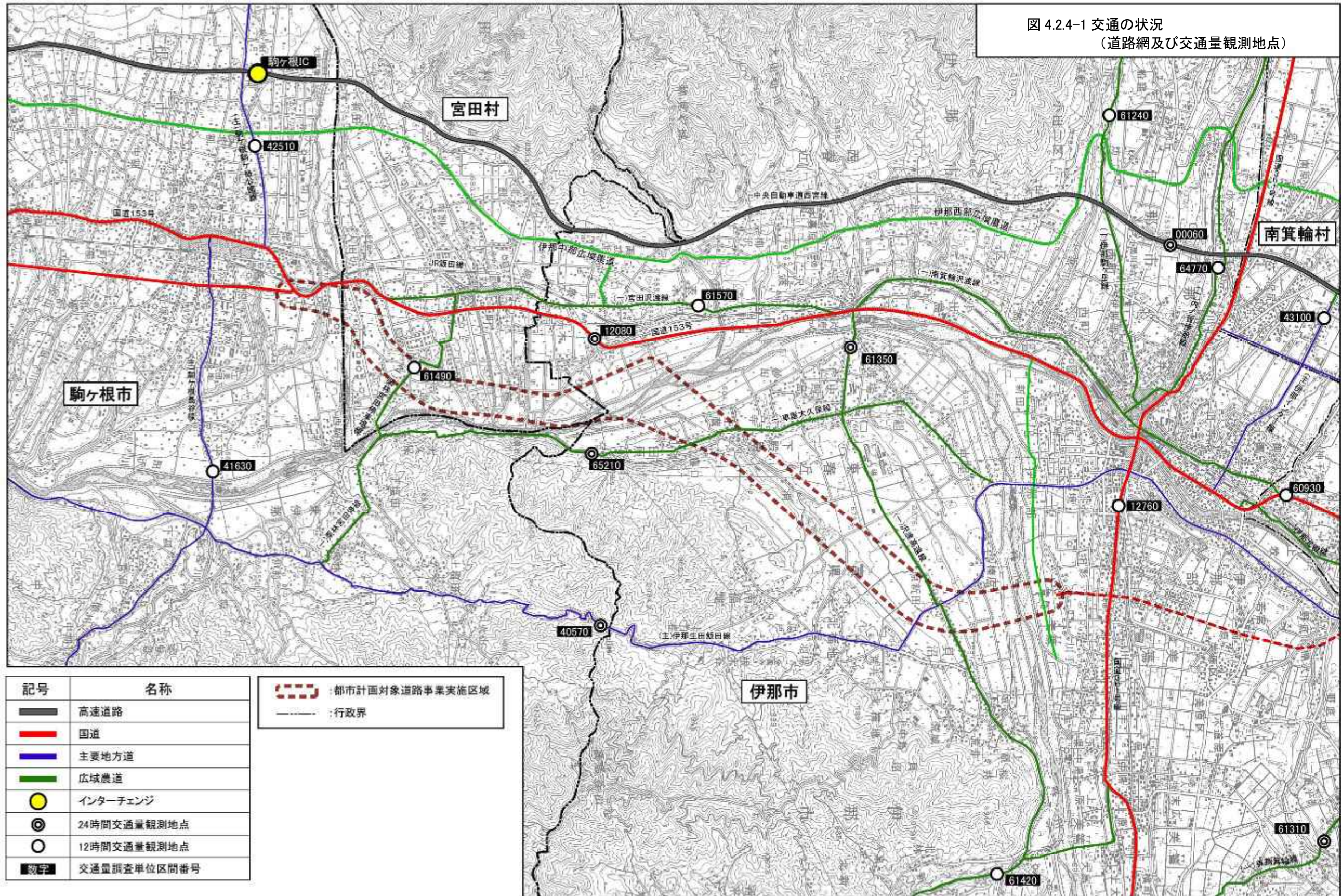
種別	路線名	平日交通量 <sup>※1</sup>			
		単位 区間 番号	観測地点地名	昼間 12 時間 自動車類 <sup>※2</sup> (台)	24 時間 自動車類 (台)
高速自動車国道	中央自動車道西宮線	00060	伊那～駒ヶ根	18,689	31,715
一般国道	国道 153 号	12080	伊那市西春近赤木	13,760	17,900
	国道 361 号	12760	伊那市中央 4709-1	8,832	11,482
主要地方道	伊那生田飯田線	40570	伊那市東伊那	2,138	2,478
	駒ヶ根長谷線	41630	駒ヶ根市下平 5030	4,265	5,545
	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	42510	駒ヶ根市赤穂 950	9,980	12,974
	伊那インター線	43100	南箕輪村 8302-2	12,386	16,102
一般県道	南箕輪沢渡線	60390	南箕輪村神子柴	2,983	3,878
	伊那駒ヶ岳線	61240	伊那市西町 6784	132	172
	美篤箕輪線	61310	伊那市手良野口 1899-1	1,653	2,132
	沢渡高遠線	61350	伊那市西春近 1265-1	4,302	5,550
	西伊那線	61420	伊那市高遠町上山田 660	1,234	1,543
	栗林宮田(停)線	61490	宮田村 5661	2,883	3,748
	宮田沢渡線	61570	伊那市西春近 6419	1,570	2,025
	内の萱伊那線	64770	伊那市小沢 8000-3	607	783
	車屋大久保線	65210	伊那市東春近田原	754	887
	伊那北殿線	65230	南箕輪村 6275-1	6,039	7,790

※ 1 : 斜体文字は推定値

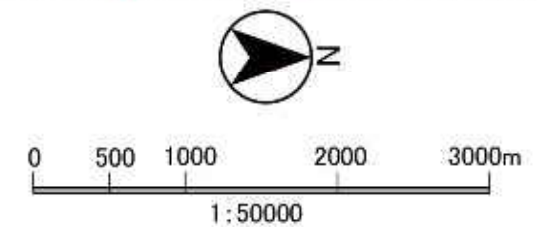
※ 2 : 昼間 12 時間は 7:00～19:00 の観測値

出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成 23 年 12 月 長野県建設部 道路建設課）

図 4.2.4-1 交通の状況  
(道路網及び交通量観測地点)



出典:「平成22年度道路交通センサス報告書(全国道路・街路交通情勢調査)」(平成23年12月 長野県建設部道路建設課)  
「伊那建設事務所管内図」(平成24年11月 長野県伊那建設事務所)



## 2) 鉄道の状況

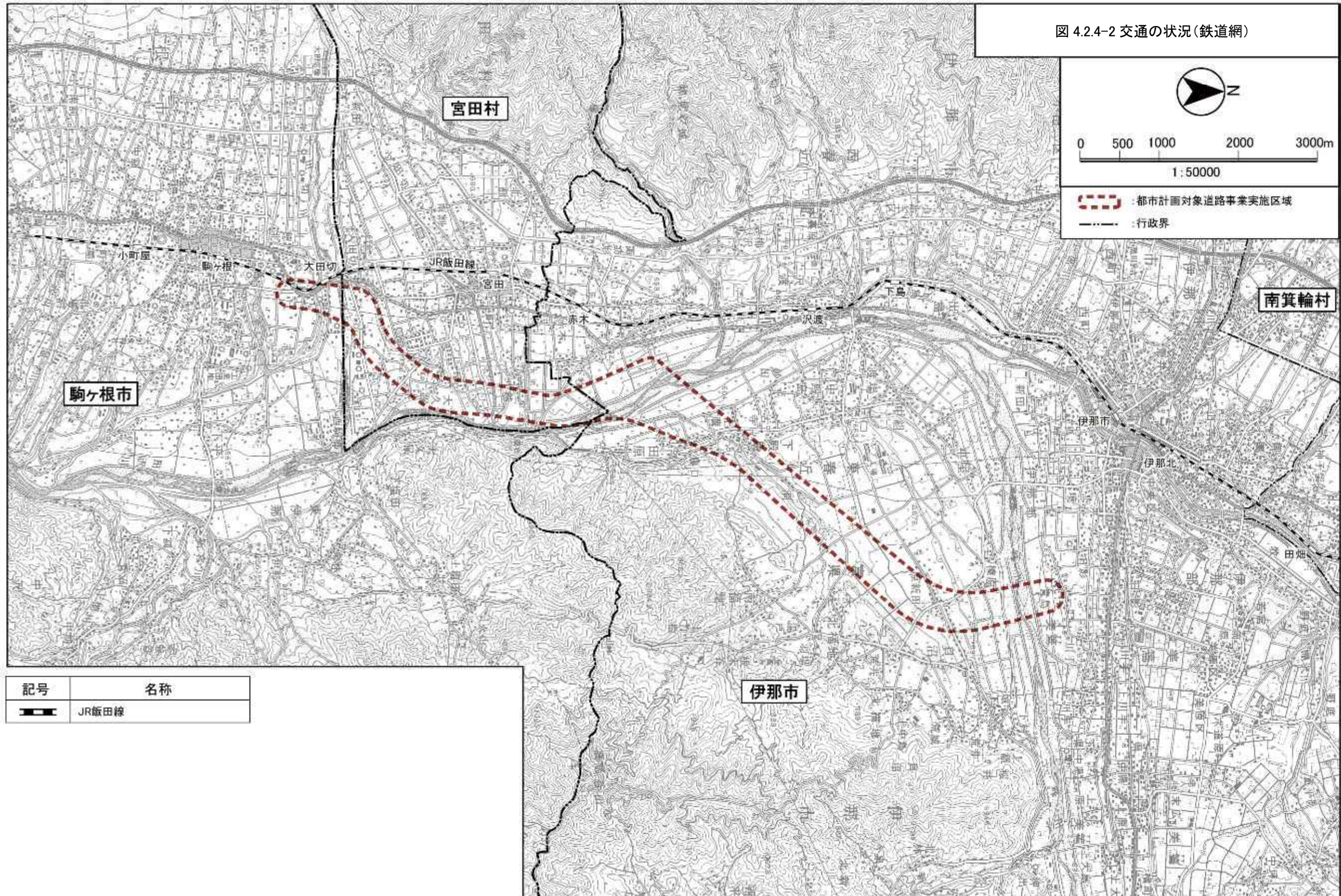
調査区域には、天竜川に沿って JR 飯田線が南北に縦断しており、駅が 10 箇所存在する。平成 24 年度におけるこれらの駅の鉄道利用者の総数は、1 日平均 4,890 人である。調査区域における鉄道の利用状況として平成 24 年度の 1 日平均乗車人員を表 4.2.4-2 に、鉄道及び駅の状況を図 4.2.4-2 (P135) に示す。

表 4.2.4-2 JR 飯田線の 1 日平均乗車人員(平成 24 年度)

駅	乗車人員総数 (人)	一般乗車人員 (人)	定期利用人員 (人)
伊那福岡	292	28	264
小町屋	649	42	607
駒ヶ根	567	197	370
大田切	67	18	49
宮田	337	51	286
赤木	51	9	42
沢渡	562	38	524
下島	69	17	51
伊那市	1,220	362	858
伊那北	1,076	146	929
合計	4,890	908	3,980

出典：「平成 24 年長野県統計書」(平成 27 年 2 月 長野県企画振興部情報政策課)

図 4.2.4-2 交通の状況(鉄道網)



記号	名称
	JR飯田線

出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成28年1月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)

#### 4.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

##### 1) 学校、病院、幼稚園、児童福祉法に基づく児童福祉施設(保育所等)、老人ホーム、図書館等の配置の状況

調査区域には、小学校が14校、中学校が6校、高等学校が4校、大学・短期大学が1校、幼稚園が6園、保育園及び保育所が28箇所、特別支援学校が2校、高齢者福祉施設が42箇所、障害者福祉施設が30箇所、児童福祉施設が5箇所、病院が7箇所、図書館が4箇所存在する。調査区域における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧を表4.2.5-1から表4.2.5-12(P136～142)に、位置を図4.2.5-1から図4.2.5-4(P143～146)に示す。

表 4.2.5-1 環境への配慮が特に必要な施設(小学校)

番号	区分	施設名	所在地
1	市立	赤穂小学校	駒ヶ根市赤穂 4605-1
2	市立	赤穂東小学校	駒ヶ根市飯坂 1-19-1
3	市立	赤穂南小学校	駒ヶ根市赤穂 8915-1
4	市立	中沢小学校	駒ヶ根市中沢 4036
5	市立	東伊那小学校	駒ヶ根市東伊那 2413
6	村立	宮田小学校	上伊那郡宮田村 3220
7	市立	伊那小学校	伊那市山寺 3221
8	市立	伊那東小学校	伊那市境 1248-1
9	市立	伊那北小学校	伊那市野底 8380-3
10	市立	富県小学校	伊那市富県 7312
11	市立	美篤小学校	伊那市美篤 5350-1
12	市立	東春近小学校	伊那市東春近 2312
13	市立	西春近北小学校	伊那市西春近 191
14	市立	西春近南小学校	伊那市西春近 7370

出典：「平成27年度教育要覧」（平成27年10月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-2 環境への配慮が特に必要な施設(中学校)

番号	区分	施設名	所在地
1	市立	赤穂中学校	駒ヶ根市赤穂 4704
2	市立	東中学校	駒ヶ根市東伊那 966-1
3	村立	宮田中学校	上伊那郡宮田村 3474
4	市立	伊那中学校	伊那市荒井 4460
5	市立	東部中学校	伊那市日影 5749
6	市立	春富中学校	伊那市東春近 2408

出典：「平成 27 年度教育要覧」（平成 27 年 10 月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-3 環境への配慮が特に必要な施設(高等学校)

番号	区分	施設名	所在地
1	県立	赤穂高等学校	駒ヶ根市赤穂 11041-4
2	県立	伊那北高等学校	伊那市山寺 2165
3	県立	伊那弥生が丘高等学校	伊那市西町 5703
4	私立	伊那西高等学校	伊那市西春近 4851

出典：「平成 27 年度教育要覧」（平成 27 年 10 月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-4 環境への配慮が特に必要な施設(大学・短期大学)

番号	区分	施設名	所在地
1	公立	長野県看護大学	駒ヶ根市赤穂 1694

出典：「平成 27 年度教育要覧」（平成 27 年 10 月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-5 環境への配慮が特に必要な施設(幼稚園)

番号	区分	施設名	所在地
1	私立	聖マルチン幼稚園	駒ヶ根市北町 9-11
2	市立	赤穂南幼稚園	駒ヶ根市赤穂 8863
3	市立	下平幼稚園	駒ヶ根市下平 3844
4	私立	伊那緑ヶ丘幼稚園	伊那市山寺 3237
5	私立	天使幼稚園	伊那市御園 877-1
6	私立	緑ヶ丘敬愛幼稚園	伊那市狐島 3950

出典：「平成 27 年度教育要覧」（平成 27 年 10 月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-6 環境への配慮が特に必要な施設(保育園・保育所)

番号	区分	施設名	所在地
1	市立	北割保育園	駒ヶ根市赤穂 912-1
2	市立	美須津保育園	駒ヶ根市赤穂 11964-1
3	市立	赤穂保育園	駒ヶ根市上穂栄町 16-12
4	市立	飯坂保育園	駒ヶ根市飯坂 1-25-23
5	市立	経塚保育園	駒ヶ根市経塚 17-3
6	市立	すずらん保育園	駒ヶ根市赤穂 6320
7	市立	中沢保育園	駒ヶ根市中沢 2410
8	市立	東伊那保育園	駒ヶ根市東伊那 5671-1
9	私立	桜ヶ丘保育園	駒ヶ根市赤穂 4462-1
10	私立	福岡保育園	駒ヶ根市赤穂 8180-9
11	村立	宮田村東保育園	上伊那郡宮田村 6745
12	村立	宮田村西保育園	上伊那郡宮田村 2820
13	市立	竜北保育園	伊那市山寺 1499-7
14	市立	竜西保育園	伊那市荒井 4408-2
15	市立	竜東保育園	伊那市狐島 4261
16	市立	伊那東保育園	伊那市中央 5020
17	市立	伊那北保育園	伊那市野底 7913
18	市立	富県保育園	伊那市富県 7800-1
19	市立	美篤保育園	伊那市美篤 5437-2
20	市立	美篤西部保育園	伊那市美篤 9598
21	市立	東春近中央保育園	伊那市東春近 935
22	市立	東春近南部保育園	伊那市東春近 2087-3
23	市立	西春近北保育園	伊那市西春近 199
24	市立	西春近南保育園	伊那市西春近 7518-6
25	市立	竜南保育園	伊那市西町 6328
26	市立	上の原保育園	伊那市上の原 6066
27	私立	伊那保育園	伊那市山寺 3187
28	私立	つくしんぼ保育園	伊那市御園 587-2

出典：「認可保育所地域別一覧」（平成 27 年 2 月 長野県県民文化部こども・家庭課 HP）

表 4.2.5-7 環境への配慮が特に必要な施設(特別支援学校)

番号	区分	施設名	所在地
1	県立	伊那養護学校小学部 はなももの里分教室	駒ヶ根市中沢 4036 駒ヶ根市立中沢小学校内
2	県立	伊那養護学校中学部 はなももの里分教室	駒ヶ根市東伊那 966-1 駒ヶ根市立東中学校内

出典：「平成 27 年度教育要覧」（平成 27 年 10 月 長野県教育委員会事務局教育政策課 HP）

表 4.2.5-8(1)環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設 高齢者福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
1	介護老人保健施設	エーデルこまがね	駒ヶ根市赤穂 14421-1
2	老人デイサービスセンター	エーデルこまがね デイサービスセンター	駒ヶ根市赤穂 14424-3
3	小規模多機能型居宅介護	こまちの家	駒ヶ根市赤穂 10976-1
4	老人デイサービスセンター	サポートハウスぽぷり	駒ヶ根市赤穂 24-54
5	老人福祉センター	駒ヶ根市老人福祉センター「長寿荘」	駒ヶ根市赤穂 3212-2
6	訪問看護ステーション	伊南 訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂 3213-1
7	介護老人保健施設	フラワーハイツ	駒ヶ根市赤穂 3249-4
8	老人デイサービスセンター	アルプスの郷いすず	駒ヶ根市赤穂 2789
9	地域包括支援センター	ふれあい地域包括支援センター	駒ヶ根市梨の木 2-25
10	老人デイサービスセンター	こまネット梨の木	駒ヶ根市梨の木 15613-5
11	高齢者世話付き住宅	市営東飯坂団地	駒ヶ根市飯坂 1-25-18
12	老人デイサービスセンター	サポートハウス悠々庵	駒ヶ根市飯坂 1-17-12
13	老人福祉センター	駒ヶ根市老人福祉センター「やまびこ荘」	駒ヶ根市北町 10-17
14	訪問看護ステーション	すずらん訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂 14632-4
15	老人デイサービスセンター	あい介護祥風	駒ヶ根市赤穂 1131-1
16	老人憩いの家	駒ヶ根市老人憩いの家「東荘」	駒ヶ根市東伊那 2530
17	介護老人保健施設	プラムの里	上伊那郡宮田村 4804-1
18	老人デイサービスセンター	宮田村デイサービスセンター 梅の里	上伊那郡宮田村 6838-1
19	老人福祉センター	宮田村老人福祉センター	上伊那郡宮田村 7027-1
20	老人デイサービスセンター	宅幼老所わが家	上伊那郡宮田村 7612-11
21	老人憩いの家	伊那市老人憩いの家「東春近荘」	伊那市西春近 5140-3
22	有料老人ホーム	アシステッド リビング オードリー	伊那市東春近 10284-1
23	老人デイサービスセンター	宅老所おらほ	伊那市東春近 2240
24	老人デイサービスセンター	宅老所たんぼぼ	伊那市東春近 7734-2
25	老人憩いの家	伊那市老人憩いの家「富県荘」	伊那市富県 6534-1
26	介護療養型医療施設	田中病院	伊那市伊那部 3193
27	老人デイサービスセンター	ニチイケアセンター伊那	伊那市上新田 2767-1
28	地域包括支援センター他	伊那市地域包括支援センター	伊那市下新田 3050
29	老人デイサービスセンター	デイサービスセンターあおば	伊那市狐島 3895
30	老人デイサービスセンター	宅幼老所もくれんの家	伊那市狐島 3698-1
31	認知症高齢者グループホーム	ニチイほほえみ伊那	伊那市境 1845

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)



表 4.2.5-8(2)環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設 高齢者福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
32	老人憩いの家	伊那市老人憩いの家「緑の家」	伊那市中央 4689
33	老人デイサービスセンター	ツクイ伊那中央	伊那市中央 4920
34	老人デイサービスセンター	ふれ愛センター伊那北	伊那市山寺 1870-11
35	老人憩いの家	伊那市老人憩いの家「西部荘」	伊那市荒井 3834-1
36	認知症高齢者グループホーム	グループホーム合歓の家	伊那市荒井 3835-1
37	老人デイサービスセンター	宅老所ひなたぼこ	伊那市荒井 3819-11
38	老人デイサービスセンター	伊那市デイサービスセンター みその園	伊那市御園 580
39	介護老人保健施設他	老人保健施設すずたけ	伊那市大字美篤 7792-3
40	老人デイサービスセンター	伊那市デイサービスセンター みすず園	伊那市美篤 7164-2
41	老人デイサービスセンター	宅老所おおにし	伊那市手良中坪 185
42	老人憩いの家	伊那市老人憩いの家「西春近荘」	伊那市西春近 5140-3

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)

表 4.2.5-9(1)環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設 障害者福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
1	障害福祉サービス事業所	竹村ハイツ	駒ヶ根市赤補 8776-28
2	障害福祉サービス事業所	あいホーム	駒ヶ根市赤須町 17-17
3	障害福祉サービス事業所	五十鈴の家	駒ヶ根市赤穂 2373
4	障害福祉サービス事業所	駒ヶ根ハイツ(2)	駒ヶ根市上穂南 12-11
5	障害福祉サービス事業所	駒ヶ根ハイツ	駒ヶ根市上穂栄町 27-9
6	障害福祉サービス事業所	駒ヶ根市障害者就労支援センター 伊南桜木園	駒ヶ根市上穂栄町 23-3
7	身体障害者福祉センター他	駒ヶ根市障害者センター	駒ヶ根市赤須東 2-12
8	障害福祉サービス事業所	グループホーム光林荘	駒ヶ根市経塚 11-7
9	地域活動支援センター	駒ヶ根市地域活動支援センター たんぽぽの家	駒ヶ根市梨の木 2-25
10	障害福祉サービス事業所	加納住宅	駒ヶ根市梨の木 5-41
11	障害福祉サービス事業所	こまの杜飯坂	駒ヶ根市飯坂 1-17-6

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)

表 4.2.5-9(2) 環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設 障害者福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
12	障害福祉サービス事業所	小城の家	駒ヶ根市下平 667-5
13	障害福祉サービス事業所	ケアホームさやか	駒ヶ根市下平 745 番地 5
14	障害福祉サービス事業所	のどか	駒ヶ根市下平 1581-1
15	知的障害者入所更生施設	駒ヶ根悠生寮	駒ヶ根市赤穂 16397-16
16	知的障害者入所更生施設	西駒郷	駒ヶ根市下平 2901-7
17	憩いの家	たんぽぽの家	駒ヶ根市下平 2901
18	障害福祉サービス事業所	かしの木の家	駒ヶ根市東伊那 927-2
19	障害福祉サービス事業所	伊沢屋	上伊那郡宮田村 4587-2
20	障害福祉サービス事業所	おおはらハイツ	上伊那郡宮田村 6195-183 県住大原団地 15 号
21	知的障害者入所授産施設	西駒郷	上伊那郡宮田村 5450-186
22	憩いの家	なごみ家	上伊那郡宮田村 3180-4
23	地域活動支援センター他	宮田村地域活動支援センター宮田村 福祉作業所	上伊那郡宮田村 3306-2
24	障害福祉サービス事業所	朝日ヶ丘ホーム	伊那市東春近 10746
25	障害福祉サービス事業所他	なかよしホーム	伊那市大字伊那部 4386-2
26	障害者総合支援センター	上伊那圏域障害者総合支援センター きらりあ	伊那市山寺 1499-7
27	障害福祉サービス事業所	ケアホームまどか	伊那市中央 5196-5
28	障害福祉サービス事業所他	伊那ゆいまーる	伊那市山寺 1616
29	障害福祉サービス事業所	つれづれ草	伊那市御園 424
30	障害福祉サービス事業所	さくらホーム	伊那市日影 47-1

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)

表 4.2.5-10 環境への配慮が特に必要な施設(社会福祉施設 児童福祉施設)

番号	区分	施設名	所在地
1	児童館	みなみ子ども交流センター	駒ヶ根市赤穂 8915-1
2	児童館	すずらん子ども交流センター	駒ヶ根市赤穂 4605
3	児童館	三和森子ども交流センター	駒ヶ根市上穂栄町 12-14
4	児童館	赤穂東子ども交流センター	駒ヶ根市飯坂 1-19-1
5	児童養護施設	たかずやの里	伊那市富県 9000

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)

表 4.2.5-11 環境への配慮が特に必要な施設(病院)

番号	施設名	所在地
1	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市下平 2901
2	昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂 3230
3	医療法人公仁会前澤病院	駒ヶ根市上穂南 11-5
4	伊那中央病院	伊那市小四郎久保 1313-1
5	医療法人保健同人会田中病院	伊那市新下田 3193
6	医療法人暁会仁愛病院	伊那市西町 4906
7	伊那神経科病院	伊那市荒井 3831

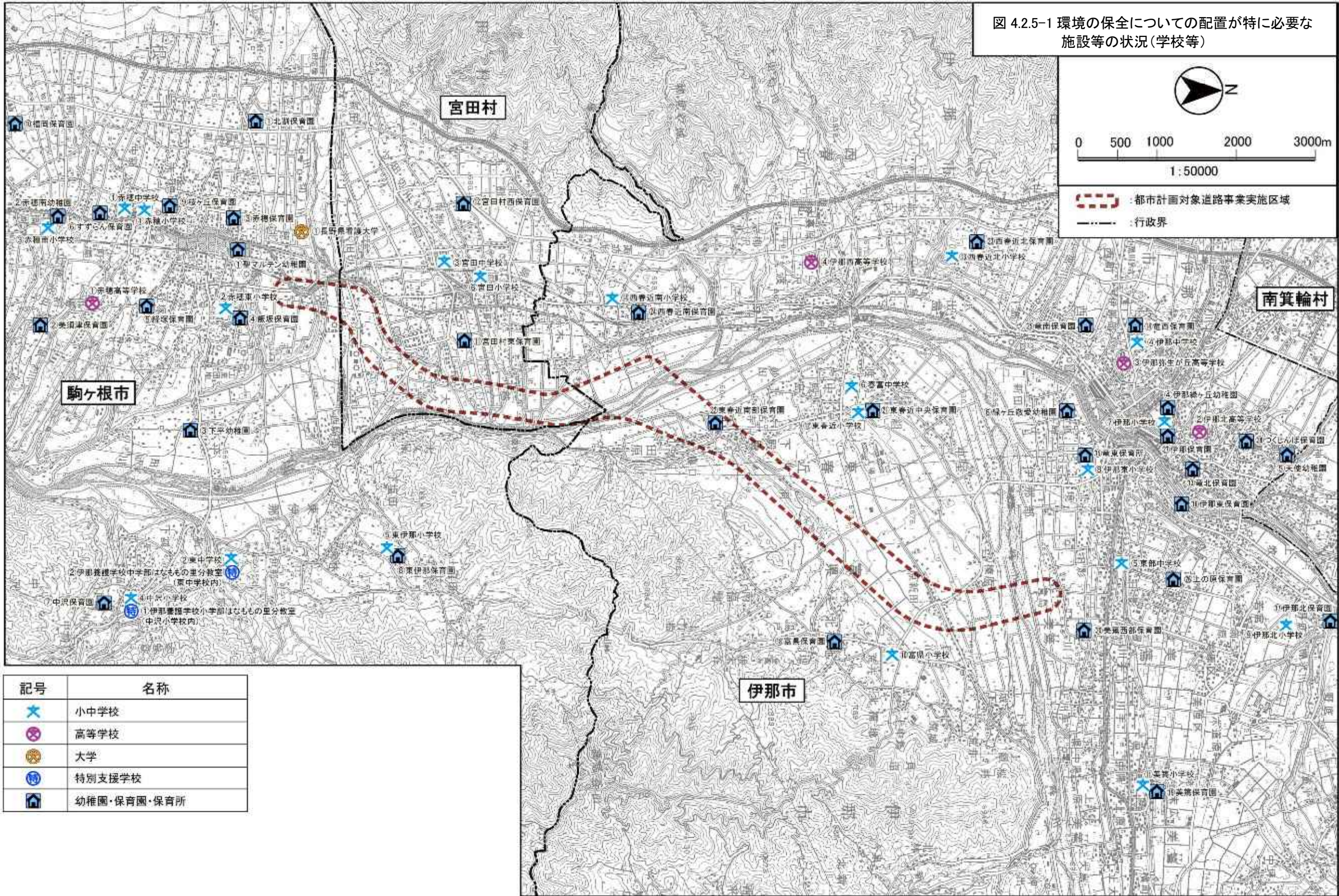
出典：「長野県病院名簿」(平成 26 年 10 月 1 日 長野県健康福祉部医療推進課)

表 4.2.5-12 環境への配慮が特に必要な施設(図書館)

番号	区分	施設名	所在地
1	市立	駒ヶ根市立図書館	駒ヶ根市上穂栄町 23-1
2	市立	駒ヶ根市立図書館 東伊那分館	駒ヶ根市東伊那 2414
3	村立	宮田村図書館	宮田村 7021
4	市立	伊那市立伊那図書館	伊那市荒井 3417-2

出典：「長野県統合型地理情報システム」(平成 27 年 12 月確認 長野県企画振興部情報政策課 HP)

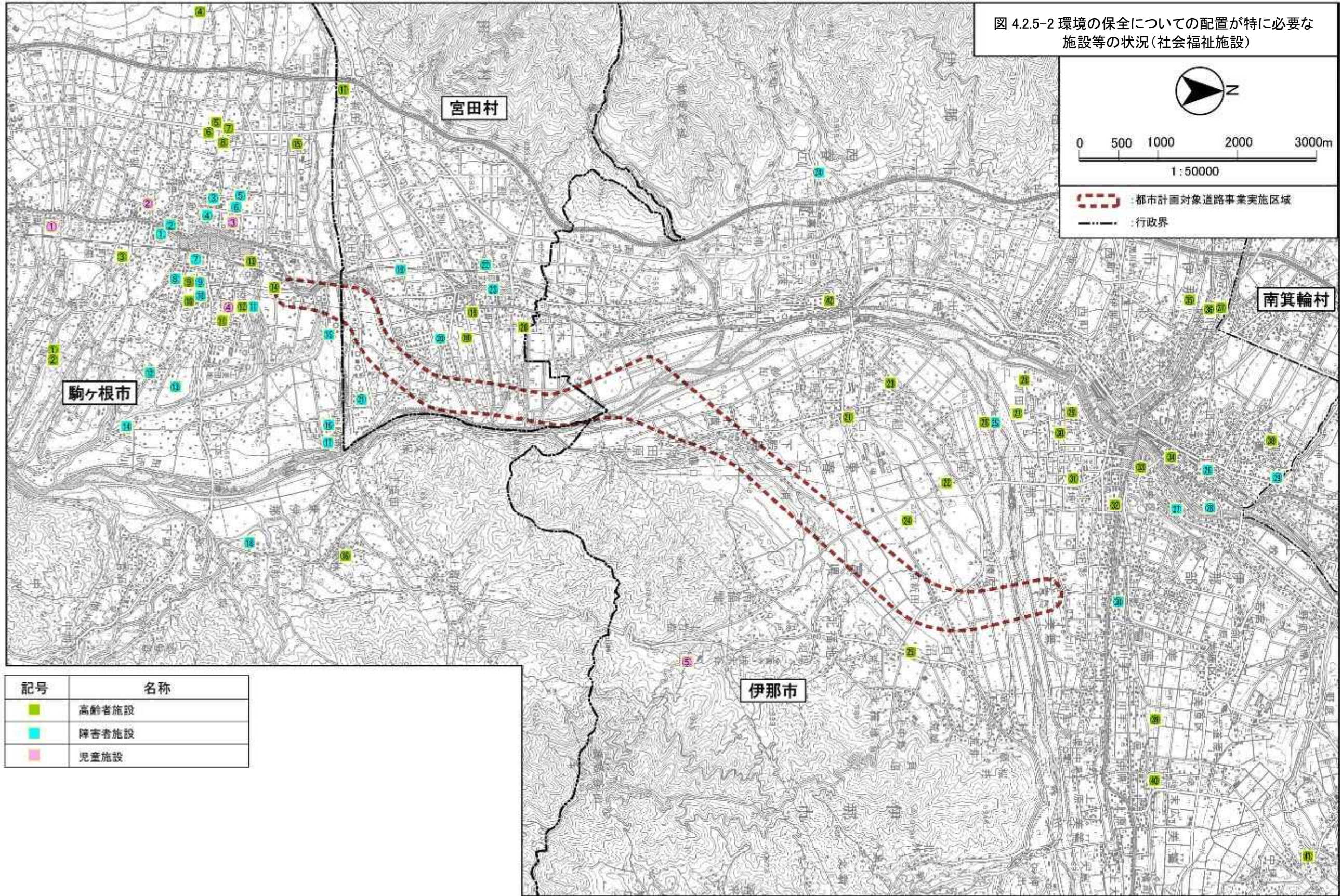
図 4.2.5-1 環境の保全についての配置が特に必要な施設等の状況(学校等)



記号	名称
★	小中学校
⊗	高等学校
⊙	大学
⊕	特別支援学校
🏠	幼稚園・保育園・保育所

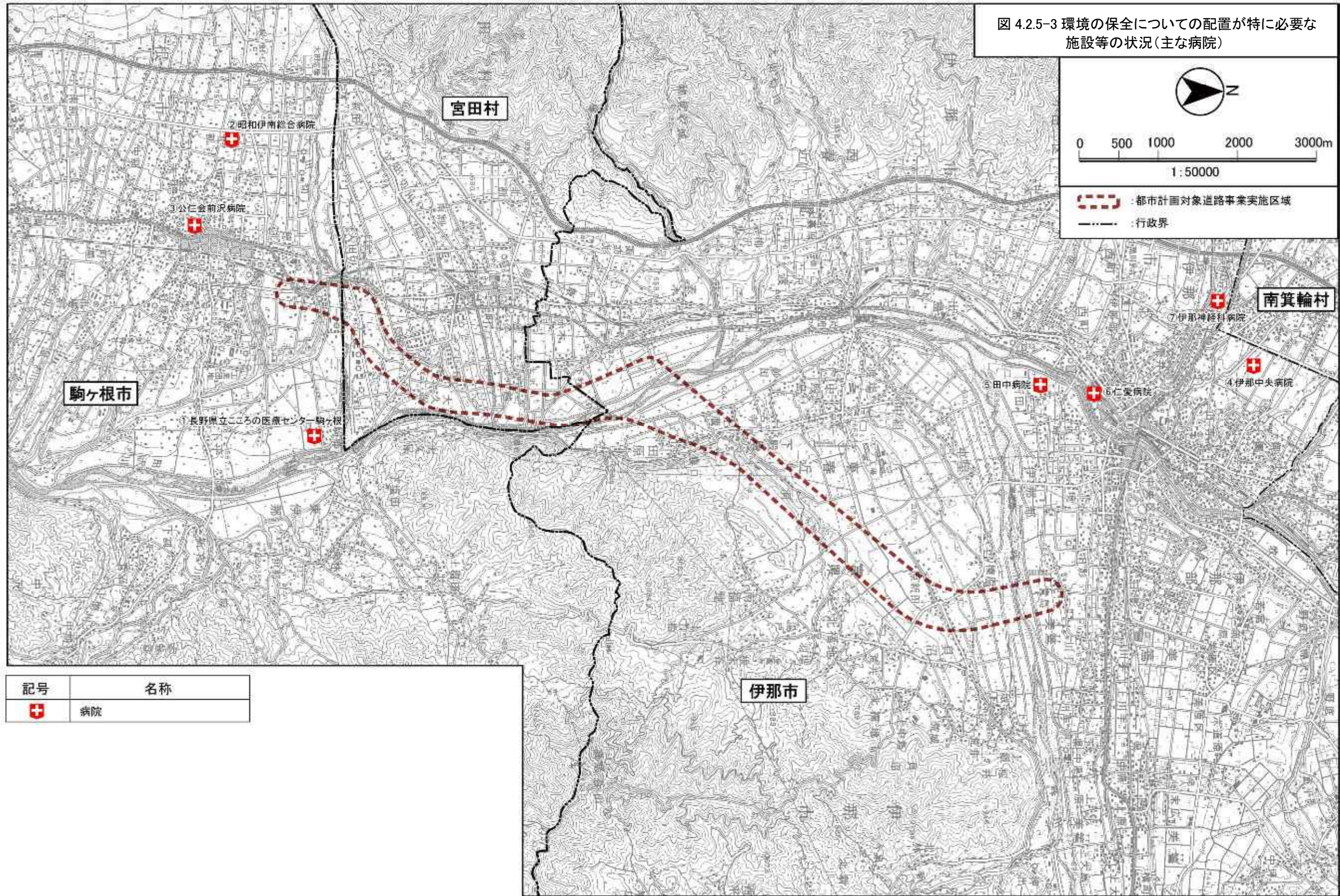
出典:「平成27年度教育委員」(平成27年10月 長野県教育委員会事務局教育政策課HP)  
 「認可保育所地域別一覧」(平成27年2月 長野県県民文化部こども・家庭課HP)

図 4.2.5-2 環境の保全についての配置が特に必要な施設等の状況(社会福祉施設)



出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成27年12月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)

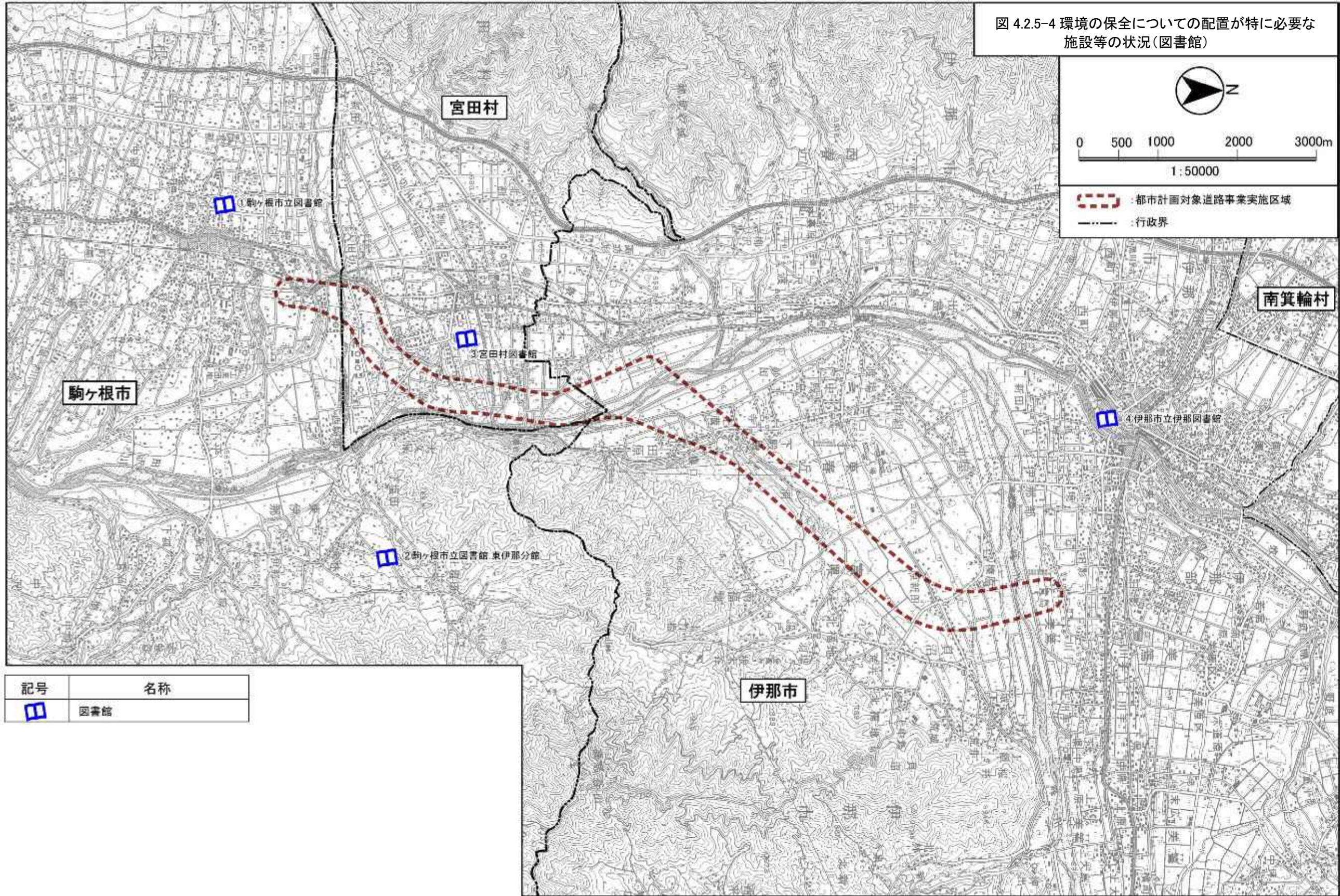
図 4.2.5-3 環境の保全についての配置が特に必要な施設等の状況(主な病院)



記号	名称
+	病院

出典:「長野県病院名簿」平成26年10月1日 長野県健康福祉部医療推進課HP)

図 4.2.5-4 環境の保全についての配置が特に必要な施設等の状況(図書館)



記号	名称
田	図書館

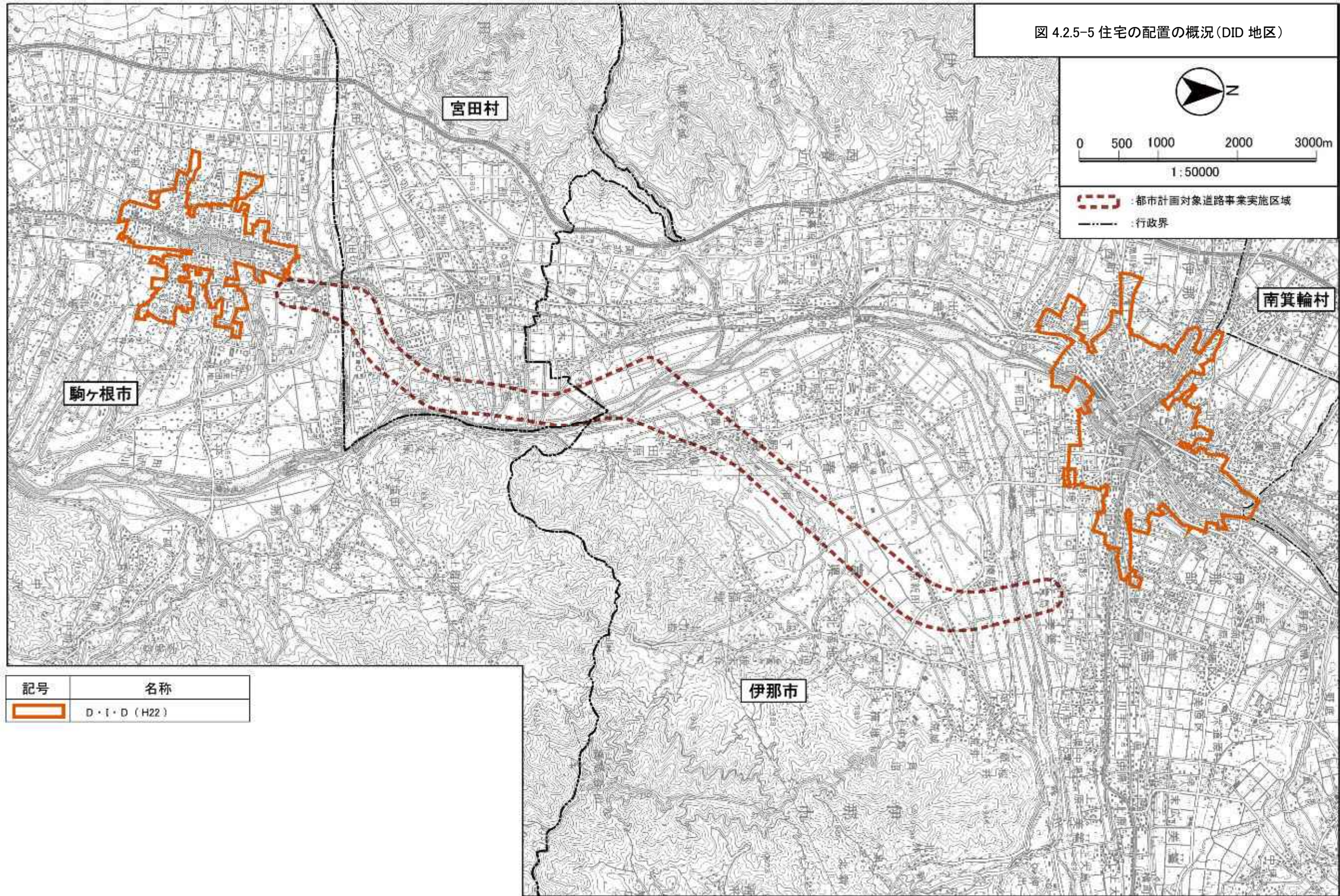
出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成27年12月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)


## 2) 住宅の配置の概況

調査区域には、人口集中地区である DID 地区が、駒ヶ根市と伊那市にそれぞれ 1 箇所存在する。DID 地区を図 4.2.5-5 (P148) に示す。



図 4.2.5-5 住宅の配置の概況(DID 地区)



記号	名称
	D・I・D (H22)

出典：伊那建設事務所管内図(平成24年11月 伊那建設事務所)

#### 4.2.6 下水道の整備の状況

平成 26 年度の汚水処理人口の普及率は、駒ヶ根市が 95.0%、宮田村が 100.0%、伊那市が 92.2%であり、調査対象地域では約 9.4 割の普及率になる。長野県全体の普及率 97.3%に対して、宮田村が高い普及率であるのに対して、駒ヶ根市及び伊那市は低い普及率である。調査対象地域における下水道等による汚水処理状況を表 4.2.6-1 に、調査区域における下水道の整備状況を図 4.2.6-1 (P150) に示す。

表 4.2.6-1 下水道等による汚水処理状況(平成 26 年度)

市村名	行政人口 (千人)	処理人口(千人)				普及率 (%)
		公共下水道	農業集落排水施設等	浄化槽・コミプラ*	合計	
長野県	2,140.1	1,760.7	198.2	122.4	2,081.3	97.3
駒ヶ根市	33.4	19.4	11.4	1.0	31.8	95.0
宮田村	9.2	6.8	2.3	0.1	9.2	100.0
伊那市	69.6	48.3	11.5	4.4	64.2	92.2
3 市村合計	112.3	74.5	25.2	5.5	105.2	93.7

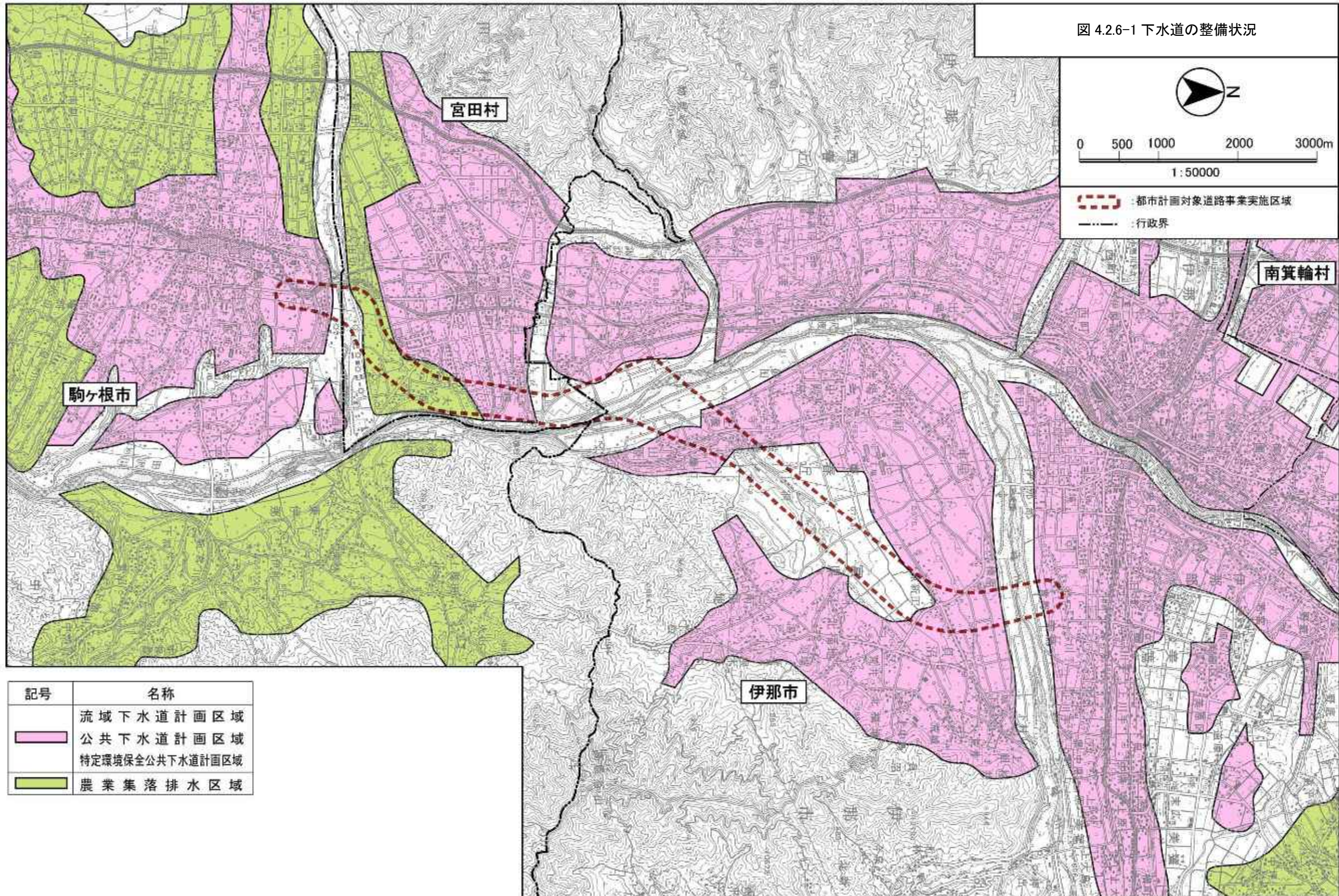
※：浄化槽は「合併処理浄化槽」、コミプラは「コミュニティ・プラント」である。

注 1：行政人口は、平成 27 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の人口。

注 2：四捨五入した数値であるため、合計等が合わないことがある。

出典：「NAGANO「生活排水データ集」2015」(平成 27 年 12 月 長野県環境部生活排水課)

図 4.2.6-1 下水道の整備状況



記号	名称
□ (light green)	流域下水道計画区域
□ (pink)	公共下水道計画区域
□ (yellow-green)	特定環境保全公共下水道計画区域
□ (yellow-green)	農業集落排水区域

出典:「長野県生活排水エリアマップ2010」(平成22年8月 長野県環境部生活排水課)

#### 4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

##### 1) 大気汚染防止法第五条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日 法律第97号）第五条の二第一項の規定する指定地域はない。

##### 2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域

調査区域には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日 法律第70号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域はない。

##### 3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

調査区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日 法律第34号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路はない。

##### 4) 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

調査区域には、「自然公園法」（昭和32年6月1日 法律第161号）第五条第一項の規定により指定された国立公園及び国定公園、「長野県自然環境保全条例」（昭和46年7月13日 長野県条例第35号）の規定により指定された県立自然公園はない。なお、調査区域周辺には『南アルプス国立公園』『中央アルプス県立自然公園』及び『三峰川水系県立自然公園』が分布する。調査区域周辺に分布する国立公園等を表4.2.7-1に示す。

表 4.2.7-1 自然公園法に基づく国立公園及び県立自然公園

区分	公園名	総面積 (ha)	保護規制区分面積(ha)			指 定 年月日
			特別保護地区	特別地域	普通地域	
国立公園	南アルプス 国立公園	35,752	2,374	11,705	—	昭和39年6月1日
県立 自然公園	中央アルプス 県立自然公園	35,427	—	25,726	9,701	昭和26年11月22日
	三峰川水系 県立自然公園	526	—	526	—	昭和33年5月1日

出典：「平成24年長野県統計書」（平成27年2月 長野県企画振興部情報政策課）

- 5) **自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五條第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域**

調査区域には、「自然環境保全法」（昭和47年6月22日 法律第85号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域並びに同法第四十五條第一項の規定により指定された県自然環境保全地域はない。

- 6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域**

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日 条約7号）第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

- 7) **首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年6月30日 法律第101号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全地区はない。

- 8) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域**

調査区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年7月31日 法律第103号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域はない。

- 9) **都市緑地法第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域**

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月1日 法律第72号）第五条の規定により指定された緑地保全地域及び同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区はない。

- 10) **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域**

調査区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域はない。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

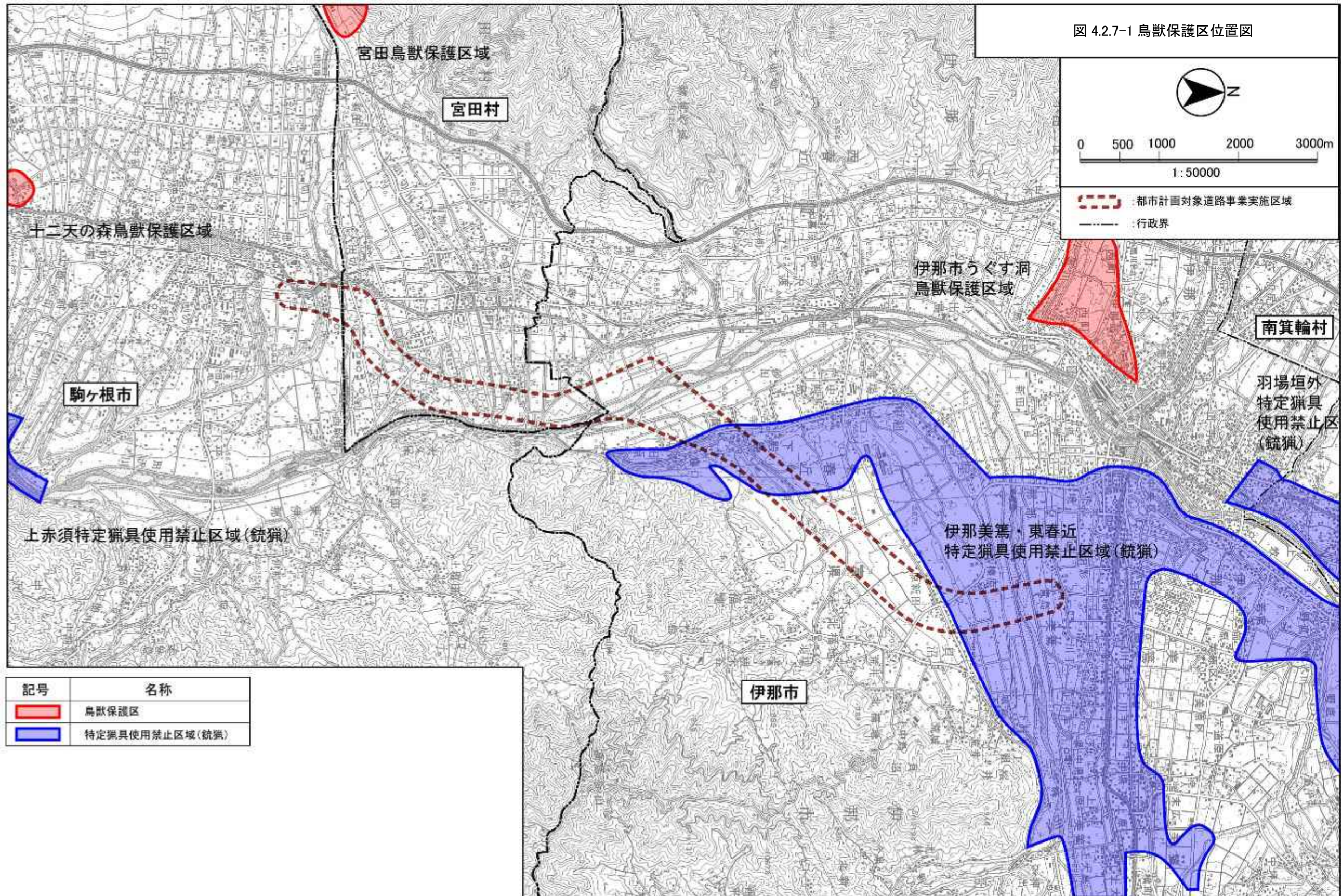
調査区域には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日 法律第88号)第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区が3箇所、特定猟具使用禁止区域(銃猟)が3箇所ある。これらの鳥獣保護区等はすべて県指定である。調査区域における鳥獣保護区等の区域の指定状況を表4.2.7-2に、位置を図4.2.7-1(P154)に示す。

表 4.2.7-2 鳥獣保護区等の指定状況

区分	番号	名称	面積(ha)	期限
鳥獣保護区	1	十二天	12	平成35年10月31日
	2	宮田	365	平成31年10月31日
	3	伊那市うぐす洞	117	平成31年10月31日
特定猟具 使用禁止区域(銃)	1	上赤須	63	平成33年10月31日
	2	伊那美篤・東春近	1,365	平成33年10月31日
	3	羽場垣外	114	平成36年10月31日

出典：「平成27年度版長野県鳥獣保護区等区域説明書」(長野県)

図 4.2.7-1 鳥獣保護区位置図



記号	名称
<span style="color: red;">■</span>	鳥獣保護区
<span style="color: blue;">■</span>	特定猟具使用禁止区域(銃猟)

出典:「平成27年度版長野県鳥獣保護区等位置図」(長野県)

12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条 1 の規定により指定された  
湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日 条約第 28 号）第二条 1 の規定により指定された湿地の区域はない。

13) 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)及びこれに準ずるもの

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）第百九条第一項の規定及び下記に示す長野県、駒ヶ根市、宮田村、伊那市の条例に基づき指定された天然記念物が 13 箇所、史跡が 18 箇所、有形文化財（建造物）が 21 箇所ある。調査区域に所在する文化財等を表 4.2.7-3（P156～158）に、位置を図 4.2.7-2（P163）に示す。なお、名勝及び重要文化的景観はない。

また、調査区域には周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在し、主に天竜川右岸の台地部に分布が集中する。埋蔵文化財包蔵地を表 4.2.7-4（P159～162）に、位置を図 4.2.7-3（P164）に示す。

【文化財等に関する条例】

- ・文化財保護条例（昭和 50 年 12 月 25 日 長野県条例第 44 号）
- ・駒ヶ根市文化財保護条例（昭和 52 年 3 月 25 日 駒ヶ根市条例第 16 号）
- ・宮田村文化財保護条例（昭和 52 年 12 月 21 日 宮田村条例第 26 号）
- ・伊那市文化財保護条例（平成 18 年 3 月 31 日 伊那市条例第 201 号）



表 4.2.7-3(1)文化財等(天然記念物)

番号	区分	指定	名称	所在地	指定年
1	天然記念物	県	高鳥谷神社社叢	駒ヶ根市東伊那火山	昭和46年
2			白沢のクリ	伊那市西春近白沢	昭和40年
3		市村	火山峠芭蕉の松	駒ヶ根市東伊那火山	昭和45年
4			北割の榎の木	宮田村北割	昭和56年
5			中越の榎の木	宮田村中越	昭和56年
6			新田の栗の木	宮田村新田	昭和56年
7			伯先桜	伊那市伊那西町伊那部	昭和44年
8			タマサキフジ	伊那市富県福地	昭和44年
9			ヤエヤマツツジ	伊那市富県北福地(富県小)	昭和44年
10			薬師堂のシダレザクラ	伊那市富県北新	昭和47年
11			山寺の白山社八幡社合殿のケヤキ	伊那市伊那山寺	平成12年
12			神明社荒神社合殿のケヤキ	伊那市狐島	平成17年
13			高鳥谷のマツハダ	伊那市富県南福地	平成17年

出典：「駒ヶ根市指定文化財一覧」(平成25年3月 駒ヶ根市社会教育課)  
「宮田村の文化財電子版」(平成22年11月 宮田村教育委員会)  
「伊那市の指定文化財一覧表」(平成27年12月 伊那市教育委員会生涯学習課)

表 4.2.7-3(2)文化財等(史跡)

番号	区分	指定	名称	所在地	指定年
1	史跡	県	中越遺跡	上伊那郡宮田村 87-1 外	平成 14 年
2			御殿場遺跡	伊那市富県福地	昭和 46 年
3		市村	赤須城跡	駒ヶ根市下平入口	昭和 52 年
4			東伊那遺跡	駒ヶ根市東伊那伊那耕地	昭和 45 年
5			小鍛冶古墳群	駒ヶ根市下平 336 外	昭和 45 年
6			大田切城跡	駒ヶ根市赤穂 759-59 外	昭和 45 年
7			山田富士塚	駒ヶ根市東伊那 592-1 外	平成 6 年
8			稚児塚	宮田村南割	昭和 56 年
9			城山	宮田村北割	昭和 56 年
10			下の城	宮田村中越	昭和 56 年
11			向山遺跡	宮田村南割	昭和 56 年
12			中越遺跡	上伊那郡宮田村町一区・中越	昭和 56 年
13			猪垣	宮田村西山山麓（新田、南割の三か所）	昭和 56 年
14			御座石と松	宮田村南割	昭和 56 年
15			荒井富士塚	伊那市伊那荒井	平成 2 年
16			小出城跡	伊那市西春近小出一区	平成 2 年
17			坂下の辻	伊那市伊那山寺 常円寺	平成 8 年
18			諏訪形の猪垣跡	伊那市西春近諏訪形	平成 6 年

出典：「駒ヶ根市指定文化財一覧」（平成 25 年 3 月 駒ヶ根市社会教育課）

「宮田村の文化財電子版」（平成 22 年 11 月 宮田村教育委員会）

「伊那市の指定文化財一覧表」（平成 27 年 12 月 伊那市教育委員会生涯学習課）

表 4.2.7-3(3)文化財等(有形文化財)

番号	区分	指定	名称	所在地	指定年
1	県宝	県	宮田宿本陣 (旧新井家住宅)	宮田村新田	昭和 62 年
2	有形文化財 (建造物)	市村	高鳥谷神社 本殿	駒ヶ根市東伊那	昭和 45 年
3			大御食神社 本殿	駒ヶ根市赤穂市場割	平成 23 年
4			安楽寺 三門	駒ヶ根市上穂栄恵町	平成 23 年
5			蔵澤寺 三門	駒ヶ根市中沢中割	平成 23 年
6			明徳の宝篋印塔	駒ヶ根市中沢 2613 常秀院	昭和 45 年
7			六地藏石幢	駒ヶ根市東伊那大久保蓮台場	昭和 45 年
8			旧伊那街上穂沢橋礎石	駒ヶ根市赤穂小町屋 8640 如来寺敷地内	昭和 48 年
9			箱置 五輪塔	駒ヶ根市東伊那箱置	平成元年
10			駒ヶ根市民俗資料館	駒ヶ根市中沢 4036	平成 8 年
11			元宮神社(本殿、舞台と社叢)	宮田村北割	昭和 56 年
12			石碑「従是北高遠領」	宮田村南割	昭和 56 年
13			小出諏訪神社 本殿	伊那市西春近山本	昭和 44 年
14			伊那部宿酒屋 旧井澤家住宅	伊那市伊那西町伊那部	平成 11 年
15			宮ノ花八幡社 本殿	伊那市富県貝沼	平成 11 年
16			春近社 本殿	伊那市東春近中殿島	平成 15 年
17			白山社 本殿	伊那市西春近山本	平成 23 年
18			八幡宮 本殿	伊那市上牧	平成 23 年
19			両大島諏訪神社 本殿	伊那市美篤上大島	平成 15 年
20			旧上伊那図書館	伊那市伊那荒井	平成 20 年
21			宝篋印塔 (洞泉寺)	伊那市美篤下川手 洞泉寺	昭和 61 年

出典：「駒ヶ根市指定文化財一覧」(平成 25 年 3 月 駒ヶ根市社会教育課)  
「宮田村の文化財電子版」(平成 22 年 11 月 宮田村教育委員会)  
「伊那市の指定文化財一覧表」(平成 27 年 12 月 伊那市教育委員会生涯学習課)

表 4.2.7-4(1)埋蔵文化財包蔵地

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	切石	駒ヶ根市	45	田沢	駒ヶ根市
2	北原	駒ヶ根市	46	梅木	駒ヶ根市
3	土場	駒ヶ根市	47	赤須城跡	駒ヶ根市
4	大田切	駒ヶ根市	48	御射山	駒ヶ根市
5	富士山	駒ヶ根市	49	赤穂高校	駒ヶ根市
6	久保	駒ヶ根市	50	原垣外	駒ヶ根市
7	女体	駒ヶ根市	51	小鍛冶古墳郡	駒ヶ根市
8	上穂城	駒ヶ根市	52	小鍛冶	駒ヶ根市
9	城	駒ヶ根市	53	大久保北	駒ヶ根市
10	中山原	駒ヶ根市	54	箱畳	駒ヶ根市
11	中割原	駒ヶ根市	55	大久保城跡	駒ヶ根市
12	上の原 I	駒ヶ根市	56	大久保城	駒ヶ根市
13	新田原	駒ヶ根市	57	高田城	駒ヶ根市
14	塩木	駒ヶ根市	58	高田城跡	駒ヶ根市
15	神田	駒ヶ根市	59	火山	駒ヶ根市
16	学校林	駒ヶ根市	60	青木北	駒ヶ根市
17	赤穂小学校	駒ヶ根市	61	青木	駒ヶ根市
18	洗権	駒ヶ根市	62	上塩田	駒ヶ根市
19	春日	駒ヶ根市	63	石経	駒ヶ根市
20	四分一	駒ヶ根市	64	善込	駒ヶ根市
21	八幡原	駒ヶ根市	65	城村城跡	駒ヶ根市
22	北方	駒ヶ根市	66	城村	駒ヶ根市
23	八斗蒔	駒ヶ根市	67	小城	駒ヶ根市
24	上の原 II	駒ヶ根市	68	桃山	駒ヶ根市
25	藤助畑	駒ヶ根市	69	遊光	駒ヶ根市
26	上穂沢	駒ヶ根市	70	山田	駒ヶ根市
27	大城林	駒ヶ根市	71	丸山	駒ヶ根市
28	羽場下	駒ヶ根市	72	稲村城跡	駒ヶ根市
29	舟山	駒ヶ根市	73	稲村古城	駒ヶ根市
30	如来寺	駒ヶ根市	74	殿村	駒ヶ根市
31	荒神沢	駒ヶ根市	75	狐久保	駒ヶ根市
32	湯原	駒ヶ根市	76	原城	駒ヶ根市
33	横前新田	駒ヶ根市	77	古城	駒ヶ根市
34	南原	駒ヶ根市	78	菅沼城跡	駒ヶ根市
35	射殿場	駒ヶ根市	79	高見原横山地点	駒ヶ根市
36	小平	駒ヶ根市	80	高見原	駒ヶ根市
37	放下	駒ヶ根市	81	菅沼	駒ヶ根市
38	北の原 I	駒ヶ根市	82	中通り下	駒ヶ根市
39	大明神洞	駒ヶ根市	83	尾崎	駒ヶ根市
40	日向坂	駒ヶ根市	84	中通り上	駒ヶ根市
41	古田切南	駒ヶ根市	85	七免川	駒ヶ根市
42	日影坂	駒ヶ根市	86	十二天	駒ヶ根市
43	飯坂	駒ヶ根市	87	駒ヶ根工業高校	駒ヶ根市
44	長春寺跡	駒ヶ根市	88	垣外	駒ヶ根市

表 4.2.7-4(2)埋蔵文化財包蔵地

番号	名 称	所在地	番号	名 称	所在地
89	大北城	駒ヶ根市	128	塩田城	駒ヶ根市
90	月花町	駒ヶ根市	129	反目南	駒ヶ根市
91	小町屋	駒ヶ根市	130	古城南	駒ヶ根市
92	大田切城	駒ヶ根市	131		宮田村
93	美女ヶ森	駒ヶ根市	132		宮田村
94	雨堀	駒ヶ根市	133		宮田村
89	大北城	駒ヶ根市	134		宮田村
90	月花町	駒ヶ根市	135		宮田村
91	小町屋	駒ヶ根市	136		宮田村
92	大田切城	駒ヶ根市	137	三つ塚上遺跡	宮田村
93	美女ヶ森	駒ヶ根市	138		宮田村
94	雨堀	駒ヶ根市	139		宮田村
95	北ノ原Ⅱ	駒ヶ根市	140		宮田村
96	北ノ原Ⅲ	駒ヶ根市	141	御座石と松	宮田村
97	上ノ原Ⅲ	駒ヶ根市	142	三つ塚古墳	宮田村
98	高鳥谷	駒ヶ根市	143		宮田村
99	反目	駒ヶ根市	144	カラス林古墳	宮田村
100	垣外上	駒ヶ根市	145		宮田村
101	栗林神社東	駒ヶ根市	146		宮田村
102	徳光地	駒ヶ根市	147		宮田村
103	久保垣外	駒ヶ根市	148	駒ヶ原南遺跡	宮田村
104	的場・門前	駒ヶ根市	149		宮田村
105	羽前場	駒ヶ根市	150	大原天満宮	宮田村
106	下間	駒ヶ根市	151		宮田村
107	上の原	駒ヶ根市	152		宮田村
108	東原	駒ヶ根市	153		宮田村
109	細久保	駒ヶ根市	154		宮田村
110	梨の木平	駒ヶ根市	155		宮田村
111	小山	駒ヶ根市	156	狐塚上遺跡	宮田村
112	小林	駒ヶ根市	157		宮田村
113	五郎垣外	駒ヶ根市	158		宮田村
114	太座垣外	駒ヶ根市	159		宮田村
115	高見城跡	駒ヶ根市	160	下の宮館跡	宮田村
116	大楽寺跡	駒ヶ根市	161		宮田村
117	旧八幡社	駒ヶ根市	162		宮田村
118	横前南	駒ヶ根市	163	稚児塚	宮田村
120	横山	駒ヶ根市	164	熊野寺	宮田村
121	青木城	駒ヶ根市	165	地神様	宮田村
122	原垣外北原	駒ヶ根市	166		宮田村
123	光徳	駒ヶ根市	167	釈迦堂跡地	宮田村
124	香花社跡	駒ヶ根市	168		宮田村
125	坪ノ内	駒ヶ根市	169	城山	宮田村
126	白山城跡	駒ヶ根市	170	広垣外遺跡	宮田村
127	一本柿	駒ヶ根市	171		宮田村

表 4.2.7-4(3)埋蔵文化財包蔵地

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
172		宮田村	216	寺村	伊那市西春近表木
173	元宮神社東遺跡	宮田村	217	山の下	伊那市西春近諏訪形
174		宮田村	218	南原	伊那市西春近柳沢
175		宮田村	219	高遠道	伊那市西春近表木
176		宮田村	220	南村	伊那市西春近柳沢
177		宮田村	221	井の久保	伊那市西春近表木
178	小田切氏館跡	宮田村	222	井の久保城	伊那市西春近表木
179		宮田村	223	表木原	伊那市西春近表木
180	姫宮遺跡	宮田村	224	表木城	伊那市西春近表木
181		宮田村	225	東田	伊那市西春近柳沢
182		宮田村	226	下小出原	伊那市西春近柳沢
183		宮田村	227	天伯	伊那市西春近柳沢
184		宮田村	228	下小出平	伊那市西春近下小出
185		宮田村	229	天伯原	伊那市西春近下小出
186		宮田村	230	恩徳寺城	伊那市西春近下小出
187	向山遺跡	宮田村	231	南丘A	伊那市西春近南丘
188		宮田村	232	南丘B	伊那市西春近南丘
189	田中下遺跡	宮田村	233	木裏原	伊那市東春近木裏原
190		宮田村	234	北丘A	伊那市東春近木裏原北丘
191		宮田村	235	北丘B	伊那市東春近木裏原北丘
192		宮田村	236	北丘C	伊那市東春近木裏原
193	中越遺跡	宮田村	237	南丘C	伊那市西春近南丘
194	県史跡	宮田村	238	沢渡南原	伊那市西春近沢渡
195		宮田村	239	上の塚	伊那市西春近沢渡
196		宮田村	240	山の神	伊那市西春近沢渡
197	中越氏館跡	宮田村	241	眼子田原	伊那市西春近沢渡
198		宮田村	242	沢渡城	伊那市西春近沢渡
199	下の城跡	宮田村	243	名廻南	伊那市西春近白沢
200	北の城跡	宮田村	244	名廻	伊那市西春近白沢
201	下牧	伊那市西春近下牧	245	白沢原	伊那市西春近白沢
202	下牧古城	伊那市西春近下牧	246	山寺垣外	伊那市西春近白沢
203	上手南	伊那市西春近諏訪形	247	西垣外	伊那市西春近細ヶ谷
204	和手	伊那市西春近諏訪形荒井	248	細ヶ谷B	伊那市西春近細ヶ谷
205	宮入口	伊那市西春近諏訪形	249	児塚	伊那市西春近白沢
206	富士山下	伊那市西春近諏訪形	250	児塚	伊那市西春近白沢
207	町屋の城	伊那市西春近諏訪形	251	丸山	伊那市西春近南小出
208	広垣外 I	伊那市西春近諏訪形	252	南原	伊那市西春近南小出
209	城の腰	伊那市西春近諏訪形	253	南小出南原	伊那市西春近南小出
210	安岡城跡	伊那市西春近諏訪形	254	唐木原	伊那市西春近唐木
211	横吹	伊那市西春近諏訪形	255	細窪城	伊那市西春近下島
212	菖蒲沢	伊那市西春近諏訪形	256	内城	伊那市西春近南小出
213	広垣外 II	伊那市西春近諏訪形	257	カンバ垣外	伊那市西春近南小出
214	鳥井田	伊那市西春近諏訪形	258	丸山城	伊那市西春近南小出
215	西春近南小学校	伊那市西春近表木	259	薬師堂城	伊那市西春近下島

表 4.2.7-4(4)埋蔵文化財包蔵地

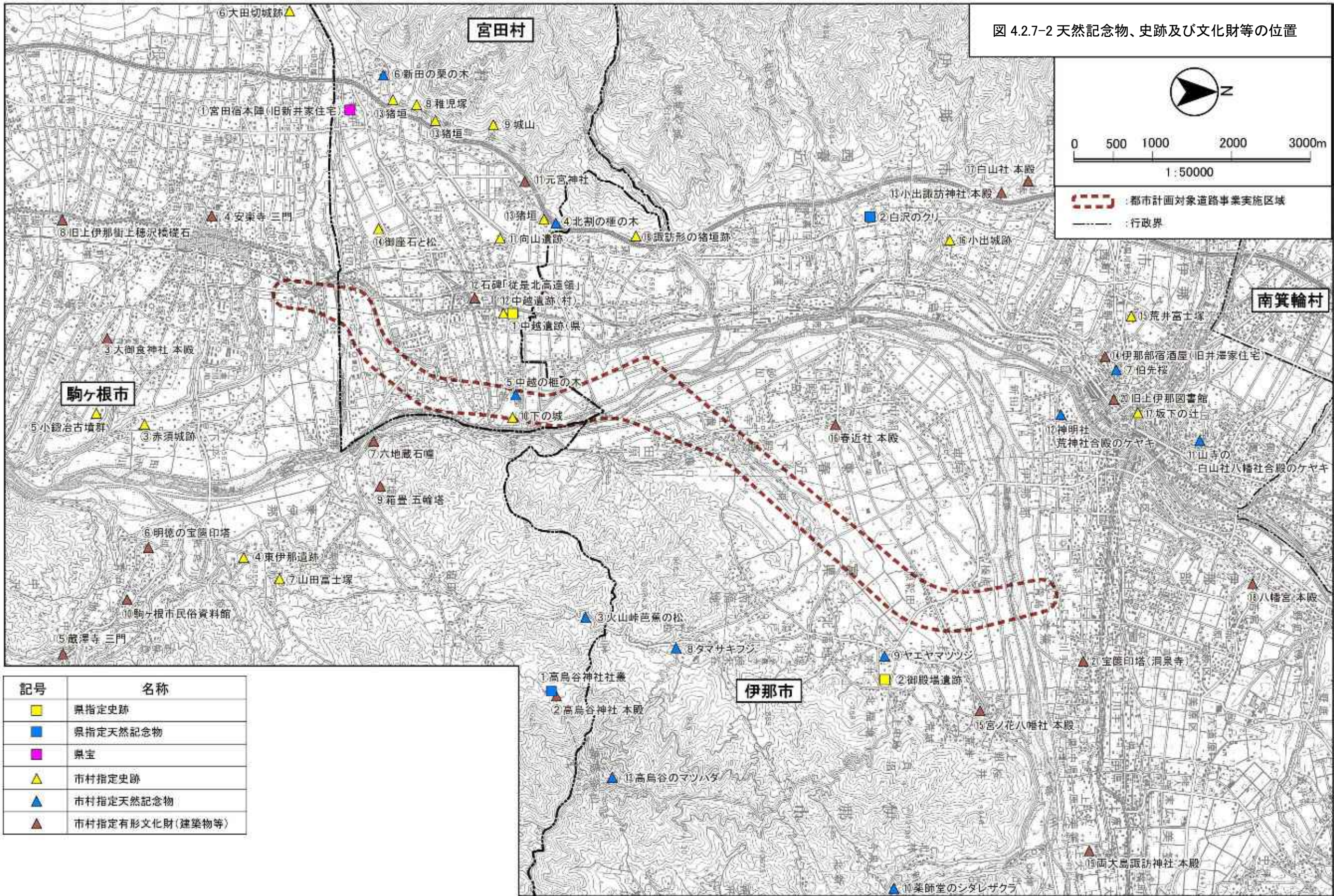
番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
260	薬師堂	伊那市西春近下島	302	八人塚古墳	伊那市富県南福地
261	中村	伊那市西春近中村・下島	303	橋場城	伊那市富県南福地
262	フブキ垣外城	伊那市西春近下島	304	小御堂	伊那市富県南福地
263	中村東	伊那市西春近中村・下島	305	竹松城	伊那市富県南福地
264	細ヶ谷A	伊那市西春近小出宮の原	306	根木谷中畑	伊那市富県北福地
265	宮の原	伊那市西春近宮の原	307	高岱	伊那市富県南福地
266	浜射場	伊那市西春近宮の原	308	駒ヶ原	伊那市富県南福地
267	宮の原	伊那市西春近宮の原	309	三ツ木	伊那市富県南福地
268	百駄刈	伊那市西春近小出宮の原	310	羽根田	伊那市富県北福地
269	中原	伊那市西春近小出	311	羽根原	伊那市富県北福地
270	大境	伊那市西春近小出宮の原	312	羽場城	伊那市富県北福地
271	荒城	伊那市西春近村岡	313	内城	伊那市富県北福地
272	村岡南	伊那市西春近村岡	314	下原	伊那市東春近車屋共栄
273	村岡北	伊那市西春近村岡	315	上原	伊那市東春近車屋
274	村岡城	伊那市西春近村岡	316	中原	伊那市東春近車屋共栄
275	田城	伊那市西春近山本	317	御殿場	伊那市富県北福地
276	城平の城	伊那市西春近山本	318	中島城	伊那市富県貝沼
277	小出城	伊那市西春近城	319	まこもが池	伊那市富県貝沼
278	山の根	伊那市西春近城	320	埋橋の城	伊那市富県貝沼
279	宮林	伊那市西春近城	321	上の城	伊那市富県貝沼
280	城平上	伊那市西春近山本	322	荒城	伊那市富県貝沼
281	常輪寺下	伊那市西春近山本	323	古城	伊那市富県貝沼
282	城平	伊那市西春近城	324	池田城	伊那市富県桜井
283	山本	伊那市西春近山本	325	宮の花	伊那市富県貝沼
284	北条	伊那市西春近山本	326	一夜城	伊那市富県桜井
285	山本田代	伊那市西春近山本	327	黒河内城	伊那市富県桜井
286	上村	伊那市西春近上村	328	叶尾城	伊那市富県桜井
287	東方A	伊那市西春近東方	329	上垣外	伊那市富県桜井
288	東方B	伊那市西春近東方			
289	上島城	伊那市西春近上島			
290	上島	伊那市西春近上島			
291	上島下	伊那市西春近上島			
292	小黒南原	伊那市伊那西町			
293	山の神	伊那市伊那西町			
294	小黒城	伊那市伊那西町小黒			
295	ウグイス原団地	伊那市伊那西町			
296	春日城	伊那市伊那西町伊那部			
297	伊那部宿	伊那市伊那西町伊那部			
298	上の山	伊那市伊那西町伊那部			
299	殿島城	伊那市東春近中殿島			
300	お寺の山	伊那市東春近中組			
301	牛ヶ城	伊那市富県南福地			

出典：「駒ヶ根市遺跡分布図」（平成 25 年 6 月 長野県駒ヶ根市教育委員会）

「宮田村文化財マップ」（平成 24 年 3 月 宮田村教育委員会）

「埋蔵文化財包蔵地地図」（平成 26 年 4 月現在 伊那市教育委員会生涯学習課）

図 4.2.7-2 天然記念物、史跡及び文化財等の位置

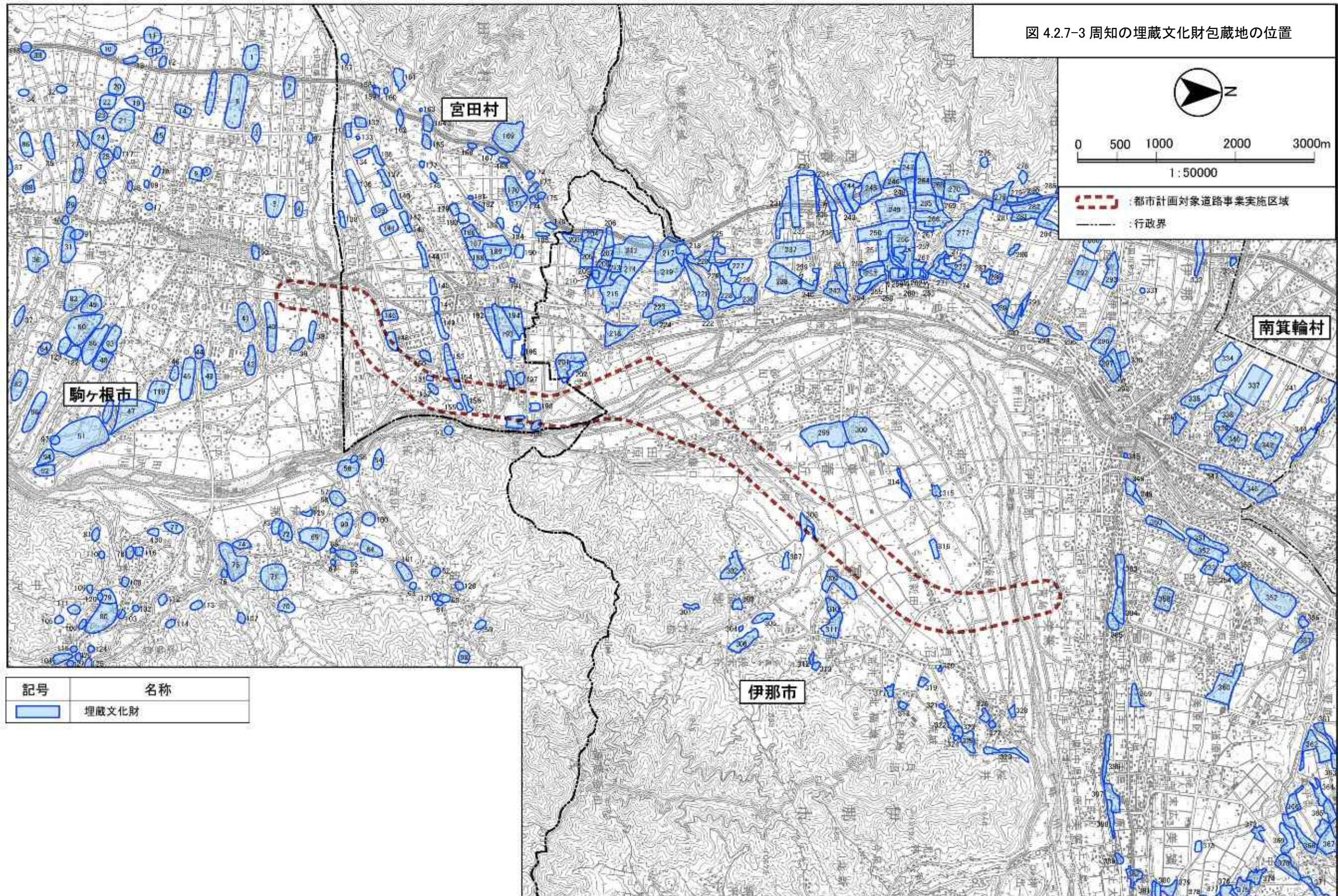


記号	名称
■	県指定史跡
■	県指定天然記念物
■	県宝
▲	市村指定史跡
▲	市村指定天然記念物
▲	市村指定有形文化財(建築物等)

出典:「駒ヶ根市指定文化財一覧」(平成25年3月 駒ヶ根市社会教育課)  
 「こまがね自然文化マップ」(平成24年3月 こまがね探し隊)  
 「宮田村の文化財電子版」(平成22年11月 宮田村教育委員会)  
 「宮田村文化財マップ」(平成24年3月 宮田村教育委員会)  
 「伊那市の指定文化財一覧表」(平成27年12月 伊那市教育委員会生涯学習課)



図 4.2.7-3 周知の埋蔵文化財包蔵地の位置



記号	名称
	埋蔵文化財

出典:「駒ヶ根市遺跡分布図」(平成25年6月 長野県駒ヶ根市教育委員会)  
 「宮田村文化財マップ」(平成24年3月 宮田村教育委員会)  
 「埋蔵文化財包蔵地地図」(平成26年4月現在 伊那市教育委員会生涯学習課)

14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

調査区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日 法律第 1 号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域はない。

15) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

調査区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域はない。

16) 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準及び類型の指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準がある。同基準は、通常、人の生活している地域または場所に対して一律に適用され、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用されない。大気汚染に係る環境基準を表 4.2.7-5 に示す。

表 4.2.7-5 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考 1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 備考 2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。 備考 3：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号）

(2) 騒音に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準及び同基準の地域の指定が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。騒音に係る環境基準を表4.2.7-6(P166~167)に、地域の類型指定状況を表4.2.7-7(P167)に、地域の類型位置を図4.2.7-4(P168)に示す。なお、調査区域でAA類型に指定されている地域はない。

表 4.2.7-6(1)騒音に係る環境基準(一般地域)

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6-22時)	夜間(22-6時)
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

注1: 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

注2: 類型の当てはめ地域は以下のとおりである。

- ・ AA類型: 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- ・ A類型: 専ら住居の用に供される地域
- ・ B類型: 主として住居の用に供される地域
- ・ C類型: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 4.2.7-6(2)騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の類型	時間の区分	
	昼間(6-22時)	夜間(22-6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注1: 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2: 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

注3: 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注4: 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 4.2.7-6(3)騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1：「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離<sup>\*</sup>によりその範囲を特定する。（「騒音に係る環境基準の改正について」（平成 10 年 9 月 30 日 環大企 257 号））

※2 車線以下の車線を有する道路：15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路：20 メートル

注 2：騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

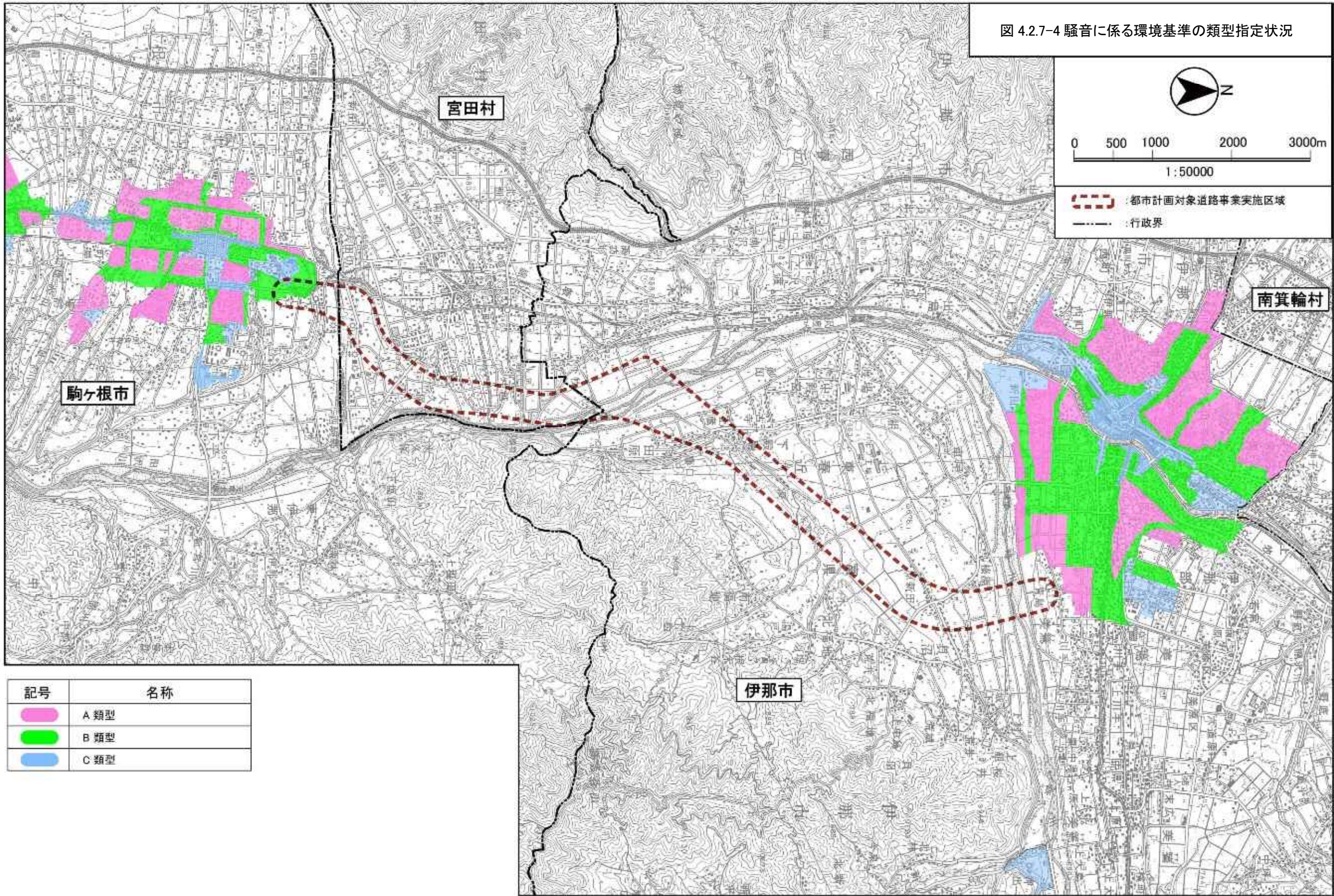
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 64 号）

表 4.2.7-7 騒音に係る環境基準の地域の指定状況

地域の類型	該当地域（駒ヶ根市及び伊那市）
A 類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B 類型	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 27 年 3 月 長野県環境部環境政策課）

図 4.2.7-4 騒音に係る環境基準の類型指定状況



記号	名称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>	A 類型
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #00FF00; border: 1px solid black;"></span>	B 類型
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	C 類型

出典：「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)  
 「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高途)都市計画図」(平成8年1月 高途町)

### (3) 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準の人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準がある。人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された公共用水域に適用され、BOD等におけるA類型が岡谷市と辰野市の境界～三峰川合流点までの天竜川と三峰川、B類型が三峰川合流点～宮ヶ瀬橋までの天竜川、水生生物保全項目における生物A類型が岡谷市と辰野市の境界～鹿島橋までの天竜川を、それぞれ類型指定している。水質汚濁に係る環境基準を表4.2.7-8(P169～171)に、調査区域における水域の類型指定の状況を表4.2.7-9(P171)に、類型指定の位置を図4.2.7-5(P172)に示す。

表 4.2.7-8(1)水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	3：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 4.2.7-8(2)水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全[BOD 等]/河川[湖沼を除く])

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考1: 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。) 備考2: 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注1: 自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注2: 水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3: 水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級…コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4: 工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの

注5: 環境保全…国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない程度

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 4.2.7-8(3)水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全[水生生物保全]/河川[湖沼を除く])

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 4.2.7-9 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

番号	水系	水域	類型	達成期間*
1	天竜川	天竜川(1) (岡谷市と辰野市の境界～三峰川合流点)	B/生物A	ロ/イ
2	天竜川	天竜川(2) (三峰川合流点～宮ヶ瀬橋)	A/生物A	ロ/イ
3	天竜川	三峰川 (全域)	A/-	イ/-

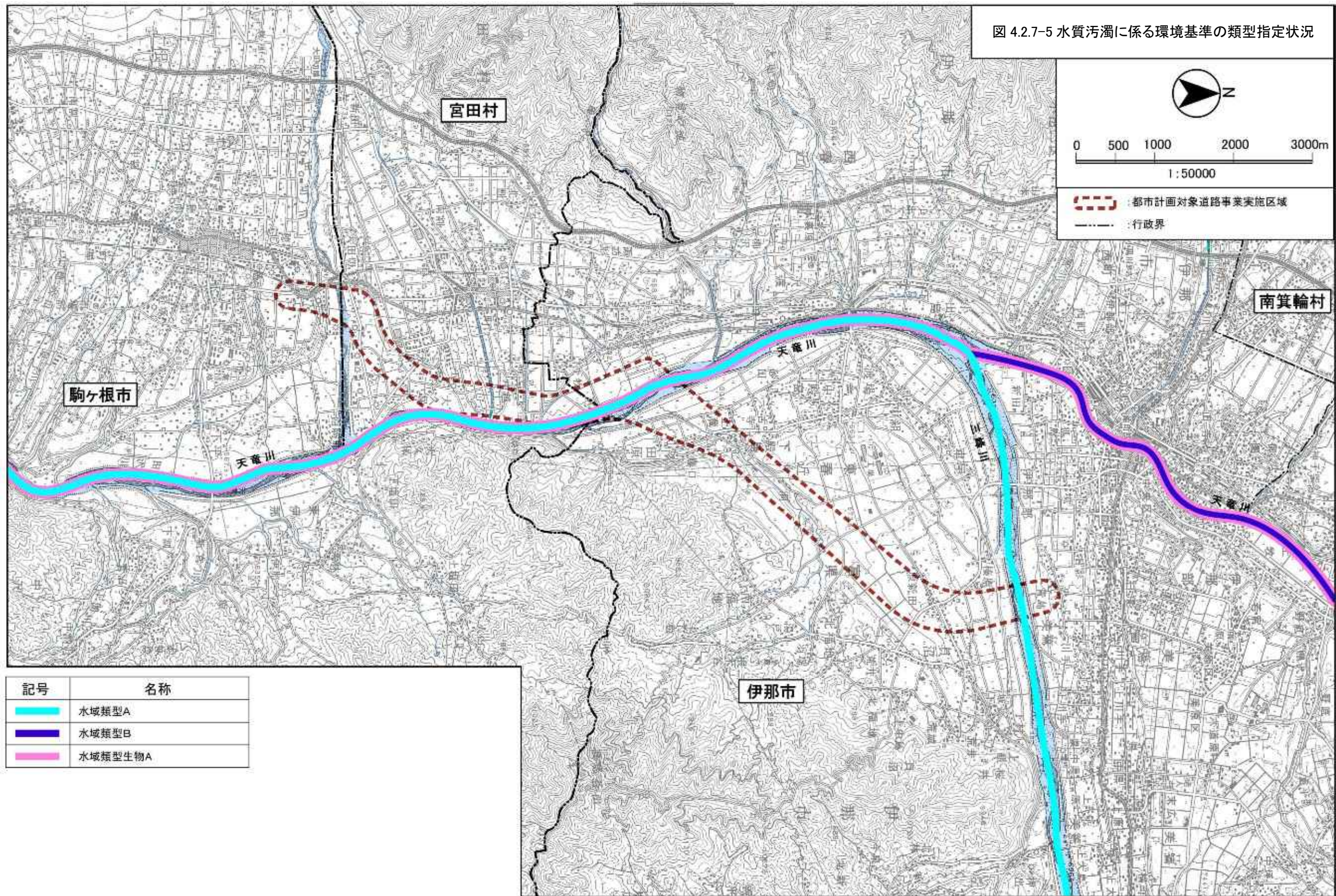
※：達成期間 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成

注：類型と達成期間での"/"の区切りは「BOD等/水生生物保全」の類型と達成期間を示す。

出典：「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部)



図 4.2.7-5 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況



記号	名称
<span style="color: cyan;">■</span>	水域類型A
<span style="color: purple;">■</span>	水域類型B
<span style="color: pink;">■</span>	水域類型生物A

出典：「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)

#### (4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準がある。同基準はすべての地下水に対して一律に適用される。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表4.2.7-10に示す。

表 4.2.7-10 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	2: 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	4: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典: 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

#### (5) 土壌の汚染に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準がある。同基準は汚染がもつぱら自然的要因によることが明らかであると認められる場所、原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌を除き、すべての土壌に対して一律に適用される。土壌の汚染に係る環境基準を表4.2.7-11(P175)に示す。

表 4.2.7-11 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 10につき、0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 10につき 0.01mg であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。

注 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 10につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4：有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)第十六条第一項の規定により定められたダイオキシン類に係る環境基準がある。同基準は、適用場所等で示された場所で適用される。ダイオキシン類に係る環境基準を表4.2.7-12に、適用場所等を表4.2.7-13に示す。

表 4.2.7-12 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考1: 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 備考2: 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 備考3: 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典: 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

表 4.2.7-13 ダイオキシン類に係る環境基準の適用場所等

媒体	適用場所等
大気	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外
水質(水底の底質を除く)	公共用水域及び地下水
水底の底質	公共用水域の水底の底質
土壌	廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌以外のすべての土壌

出典: 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

17) 騒音規制法第十七条第一項に規定する自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律98号）第十七条第一項に規定する自動車騒音の限度（要請限度）が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。自動車騒音の限度及び時間の区分を表4.2.7-14に、調査区域における指定された地域の区分状況を表4.2.7-15に、区域の位置を図4.2.7-6（P178）に示す。

表 4.2.7-14(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	限度	
	昼間（6-22時）	夜間（22-6時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表 4.2.7-14(2) 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

限度	
昼間（6-22時）	夜間（22-6時）
75dB 以下	70dB 以下

注：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

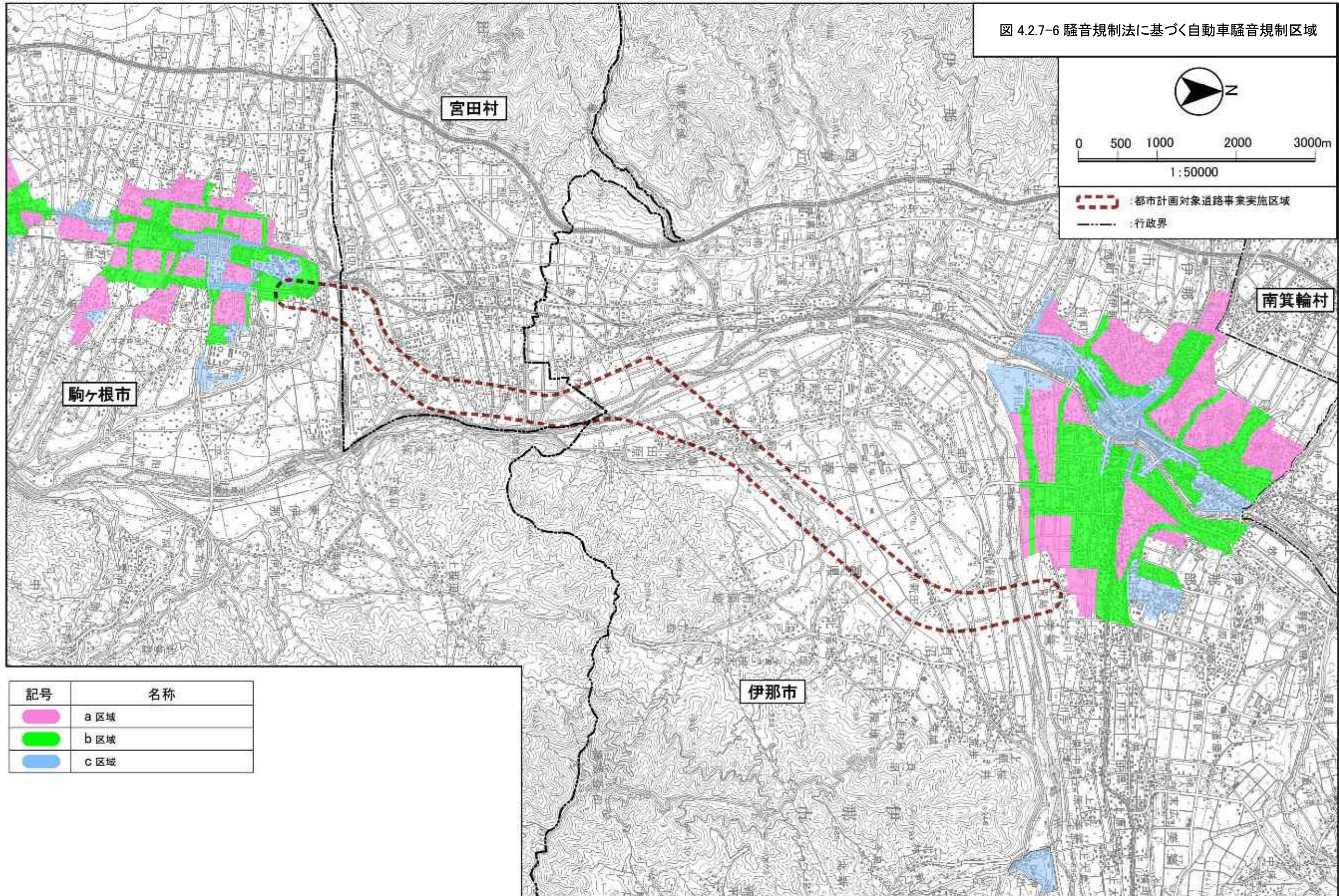
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

表 4.2.7-15 自動車騒音の要請限度を定める区域に指定された地域

区域の区分	該当地域（駒ヶ根市及び伊那市）
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成27年3月 長野県環境部環境政策課）

図 4.2.7-6 騒音規制法に基づく自動車騒音規制区域



記号	名称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>	a 区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #00FF00; border: 1px solid black;"></span>	b 区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	c 区域

出典：「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)  
 「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高途)都市計画図」(平成8年1月 高途町)

18) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。道路交通振動の限度及び時間の区分を表 4.2.7-16 に、調査区域における指定された地域の区分状況を表 4.2.7-17 に、区域の位置を図 4.2.7-7（P180）に示す。

表 4.2.7-16 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（7-19 時）	夜間（7-19 時）
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）  
「公害関係基準のしおり」（平成 27 年 3 月 長野県環境部環境政策課）

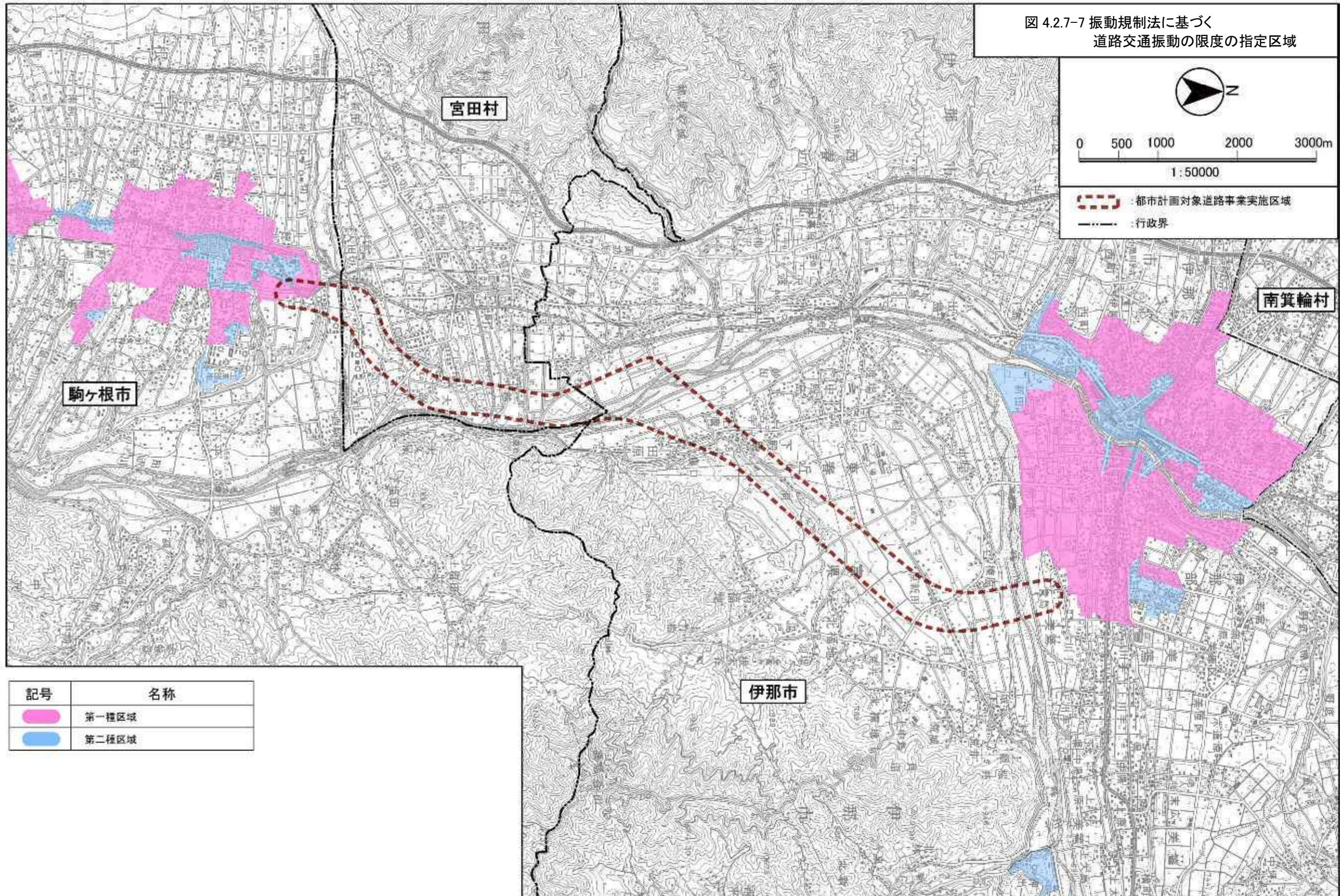
表 4.2.7-17 道路交通振動の限度の区域区分等

区域の区分	適用地域 (駒ヶ根市及び伊那市)	時間の区分	
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から翌日午前 7 時まで
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	午前 7 時から午後 7 時まで
		夜間	午後 7 時から翌日午前 7 時まで



出典：「公害関係基準のしおり」（平成 27 年 3 月 長野県環境部環境政策課）



図 4.2.7-7 振動規制法に基づく  
道路交通振動の限度の指定区域



0 500 1000 2000 3000m  
1:50000

 : 都市計画対象道路事業実施区域  
 : 行政界

記号	名称
	第一種区域
	第二種区域

出典:「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)  
 「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高遠)都市計画図」(平成8年1月 高遠町)

19) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日 法律第98号）第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。特定建設作業の一覧を表4.2.7-18に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2.7-19（P182）に、指定された地域の区分の状況を表4.2.7-20（P182）に、区分の位置を図4.2.7-8（P183）に示す。

表 4.2.7-18 騒音規制法で定める特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月23日 政令第324号）

表 4.2.7-19 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業ができない時間 (1日における作業時間)	基準
第1号区域	午後7時から翌日午前7時まで (10時間/日以下)	85dB以下
第2号区域	午後10時から翌日午前6時まで (14時間/日以下)	

備考1：測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。

備考2：同一場所における作業時間については連続して6日以内とする。

備考3：日曜日その他休日における作業は行わない（禁止）。

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月23日 政令第324号）

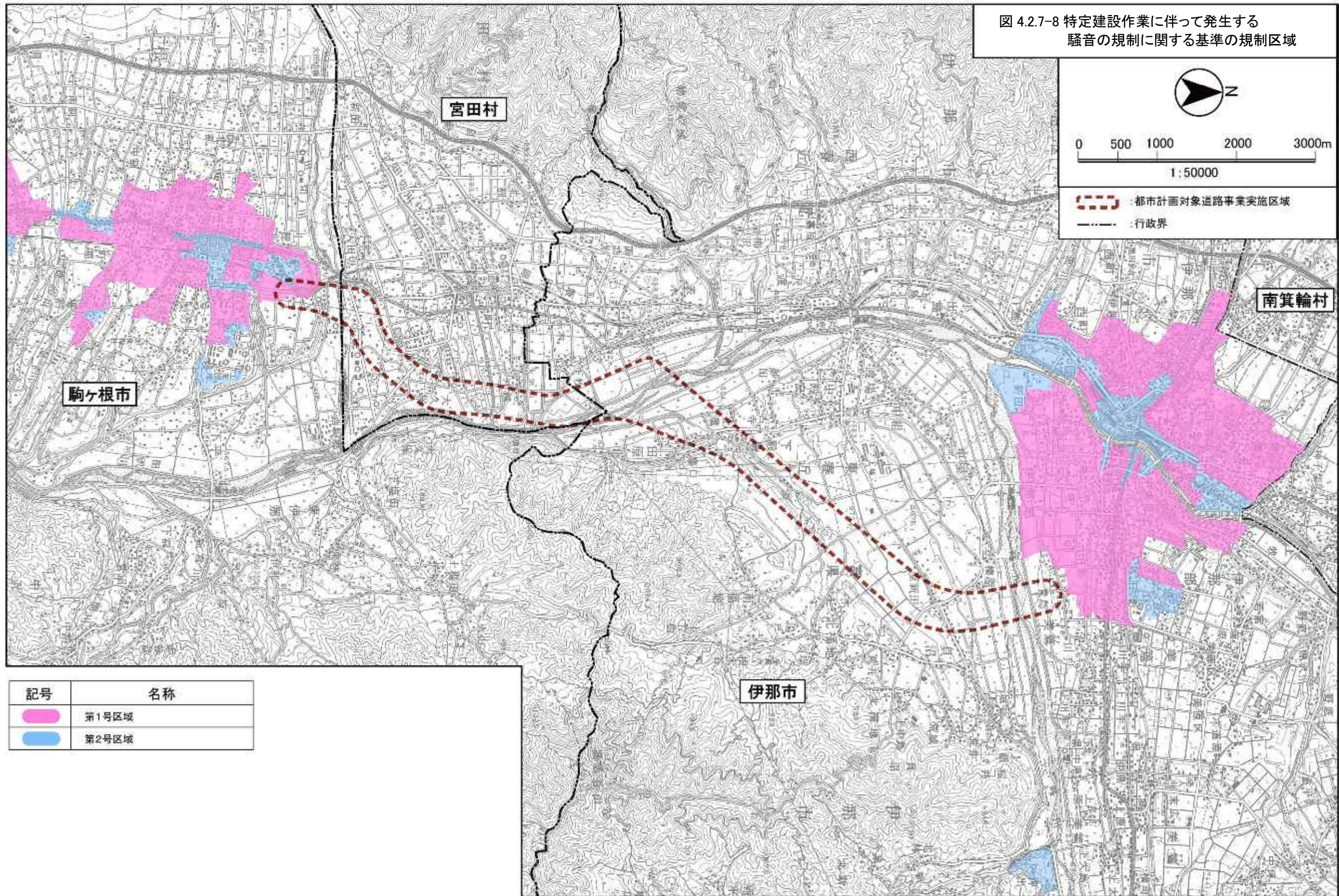
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号）

表 4.2.7-20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の区域区分

区域の区分	適用地域（駒ヶ根市及び伊那市）
第1号区域	ア：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 イ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、並びに特別養護老人ホームの敷地の境界線から80メートルまでの区域内
第2号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成27年3月 長野県環境部環境政策課）

図 4.2.7-8 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規制区域



記号	名称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>	第1号区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #6495ED; border: 1px solid black;"></span>	第2号区域

出典：「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)  
 「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高遠)都市計画図」(平成8年1月 高遠町)

20) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域では、「振動規制法」（昭和51年6月10日 法律第64号）第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が、駒ヶ根市と伊那市の一部地域に指定されている。特定建設作業の一覧を表4.2.7-21に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準及び時間の区分を表4.2.7-22に、区域の区分の適用地域を表4.2.7-23に、区域の区分の位置を図4.2.7-9（P185）に示す。

表 4.2.7-21 振動規制法で定める特定建設作業

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

表 4.2.7-22 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	作業ができない時間 (1日における作業時間)	基準
第1号区域	午後7時から翌日午前7時まで (10時間/日以下)	75dB以下
第2号区域	午後10時から翌日午前6時まで (14時間/日以下)	

備考1：測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線上とする。

備考2：同一場所における作業時間については連続して6日以内とする。

備考3：日曜日その他休日における作業は行わない（禁止）。

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

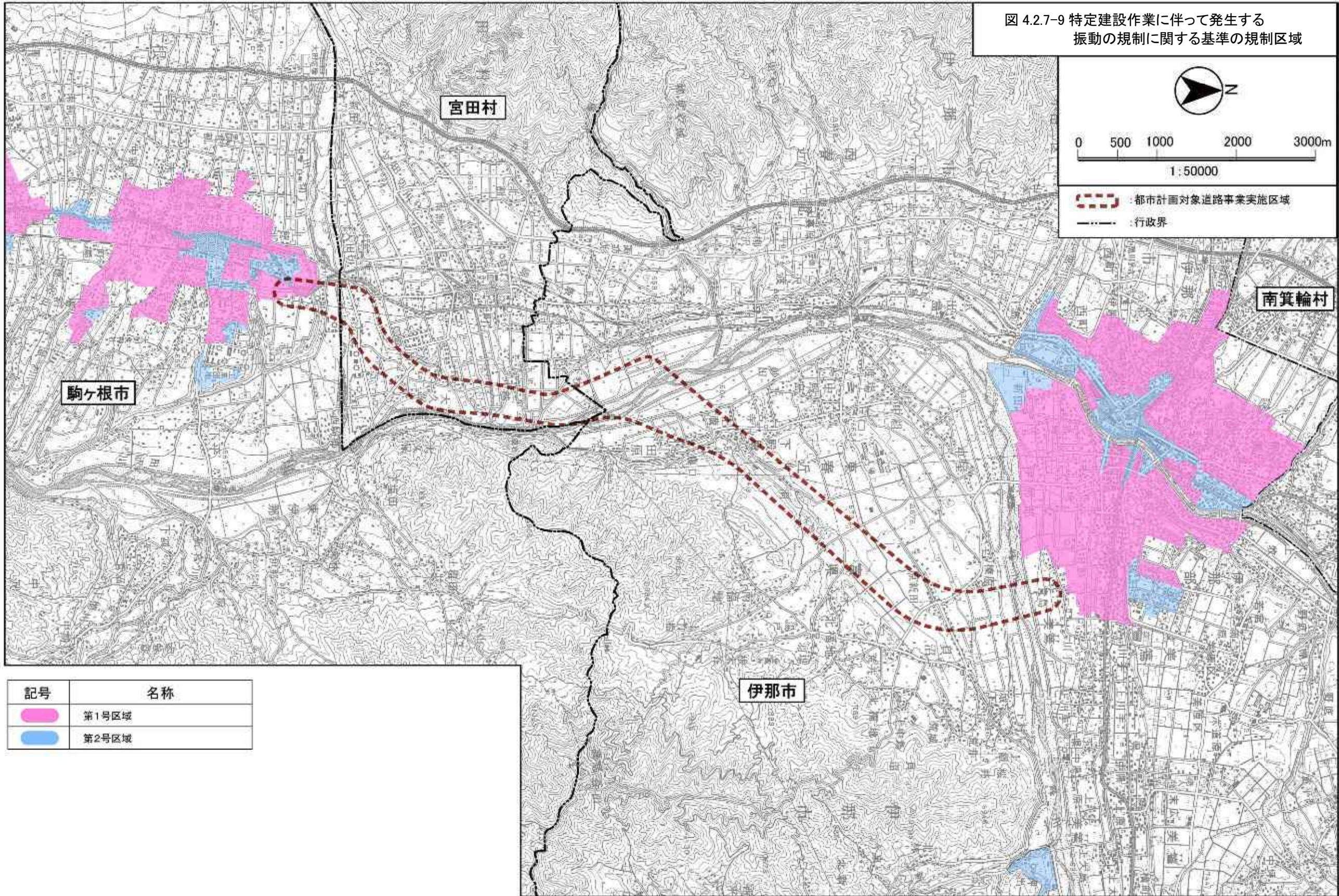
「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

表 4.2.7-23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の区域区分

区域の区分	適用地域（駒ヶ根市及び伊那市）
第1号区域	ア：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 イ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、並びに特別養護老人ホームの敷地の境界線から80メートルまでの区域内
第2号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域以外の区域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成27年3月 長野県環境部環境政策課）

図 4.2.7-9 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準の規制区域



記号	名称
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #FF69B4; border: 1px solid black;"></span>	第1号区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color: #6495ED; border: 1px solid black;"></span>	第2号区域

出典:「公害関係基準のしおり」(平成27年3月 長野県環境部環境政策課)  
 「駒ヶ根都市計画図」(平成26年4月 駒ヶ根市)  
 「伊那都市計画図」(平成25年4月 伊那市)  
 「伊那(高遠)都市計画図」(平成8年1月 高遠町)

21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域は、「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日 長野県条例第11号)第十六条の別表で定められている。同規定は、県内のすべての公共用水域が適用される。

22) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

調査区域には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)第四条の二第一項に規定する総量削減基本方針が定められた指定地域はない。

23) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項により規定された指定湖沼及び指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日 法律第61号)第三条第二項に規定された指定湖沼及び指定地域はない。

24) 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)別表第二の備考六に規定する湖沼はない。

25) 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼

調査区域には、「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)別表第二の備考七に規定する湖沼はない。

26) 土壌汚染対策法第六条第一項及び第十一条第一項の規定により指定された区域

調査区域には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日 法律第53号)第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域が、伊那市に1箇所ある。形質変更時要届出区域の指定状況を表4.2.7-24に、土壌汚染対策法の基準を表4.2.7-25(P187~189)に、形質変更時要届出区域の指定位置を図4.2.7-10(P190)に示す。なお、調査区域に同法第六条第一項の規定による要措置区域はない。

表 4.2.7-24 形質変更時要届出区域

指定区域 所在地	指定区域 面積	指定 年月日	基準に適合しない 特定有害物質	検 測		土壌汚染対策 法の基準
				項目	検測値	
伊那市山寺 298-1 の一部	100.0m <sup>2</sup>	平成16年 11月22日	ほう素及び その化合物	溶出量(mg/l)	1.1	1以下
				含有量(mg/kg)	58	4,000以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)  
「土壌汚染対策法に基づく区域の指定について」(平成28年2月確認 長野県環境部水大気環境課 HP)  
「指定区域台帳」(平成16年11月 長野県環境部水大気環境課)

表 4.2.7-25(1) 土壌汚染対策法の基準(地下水基準、溶出量基準)

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01mg以下であること
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05mg以下であること
シマジン <sup>※1</sup>	1リットルにつき0.003mg以下であること
シアン化合物	シアンが検出されないこと
チオベンカルブ <sup>※2</sup>	1リットルにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	1リットルにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02mg以下であること
水銀及びその化合物	1リットルにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01mg以下であること
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01mg以下であること
チウラム <sup>※3</sup>	1リットルにつき0.006mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03mg以下であること
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8mg以下であること
ベンゼン	1リットルにつき0.01mg以下であること
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機リン化合物 <sup>※4</sup>	検出されないこと

※1：シマジンは、2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを示す。

※2：チオベンカルブは、N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジルを示す。

※3：チウラムは、テトラメチルチウラムジスルフィドを示す。

※4：有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)



表 4.2.7-25(2) 土壤汚染対策法の基準(第二溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.3mg以下であること
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5mg以下であること
シマジン <sup>※1</sup>	検液1リットルにつき0.03mg以下であること
シアン化合物	検液1リットルにつき1mg以下であること
チオベンカルブ <sup>※2</sup>	検液1リットルにつき0.2mg以下であること
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.4mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2mg以下であること
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.3mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること
チウラム <sup>※3</sup>	検液1リットルにつき0.06mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.3mg以下であること
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3mg以下であること
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.3mg以下であること
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素24mg以下であること
ベンゼン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素30mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつき0.003mg以下であること
有機リン化合物 <sup>※4</sup>	検液1リットルにつき1mg以下であること

※1：シマジンは、2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジンを示す。

※2：チオベンカルブは、N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジルを示す。

※3：チウラムは、テトラメチルチウラムジスルフィドを示す。

※4：有機リン化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る。

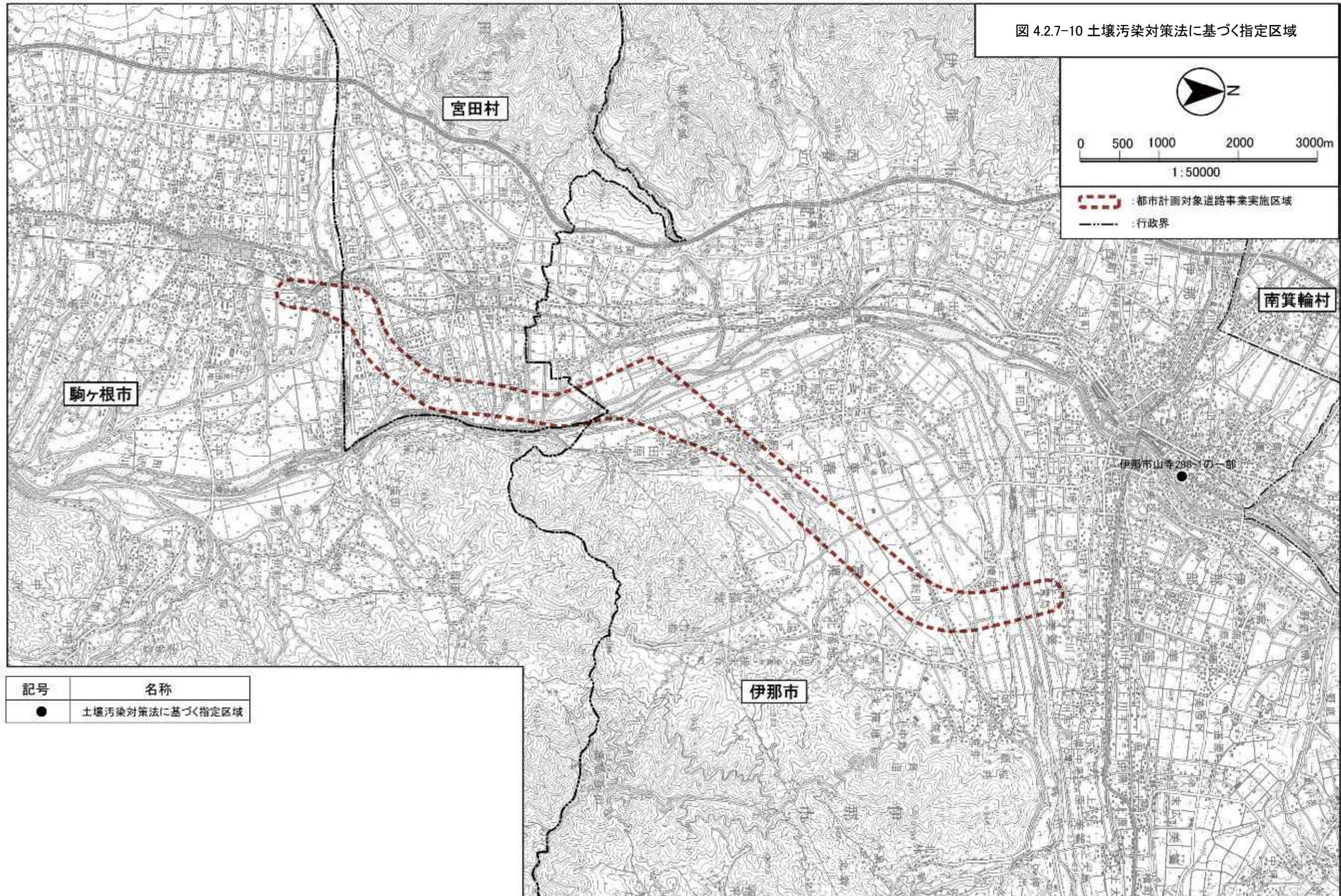
出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

表 4.2.7-25(3) 土壤汚染対策法の基準(含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

図 4.2.7-10 土壌汚染対策法に基づく指定区域



記号	名称
●	土壌汚染対策法に基づく指定区域

出典:「指定区域台帳」(平成16年11月 長野県環境部水大気環境課)

27) **ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域**

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）第二十九条第一項の規定により対策区域に指定された地域はない。

28) **廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域**

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域が、伊那市に 1 箇所ある。廃棄物が地下にある土地の指定区域を表 4. 2. 7-26 に、指定区域の位置を図 4. 2. 7-11 (P192) に示す。

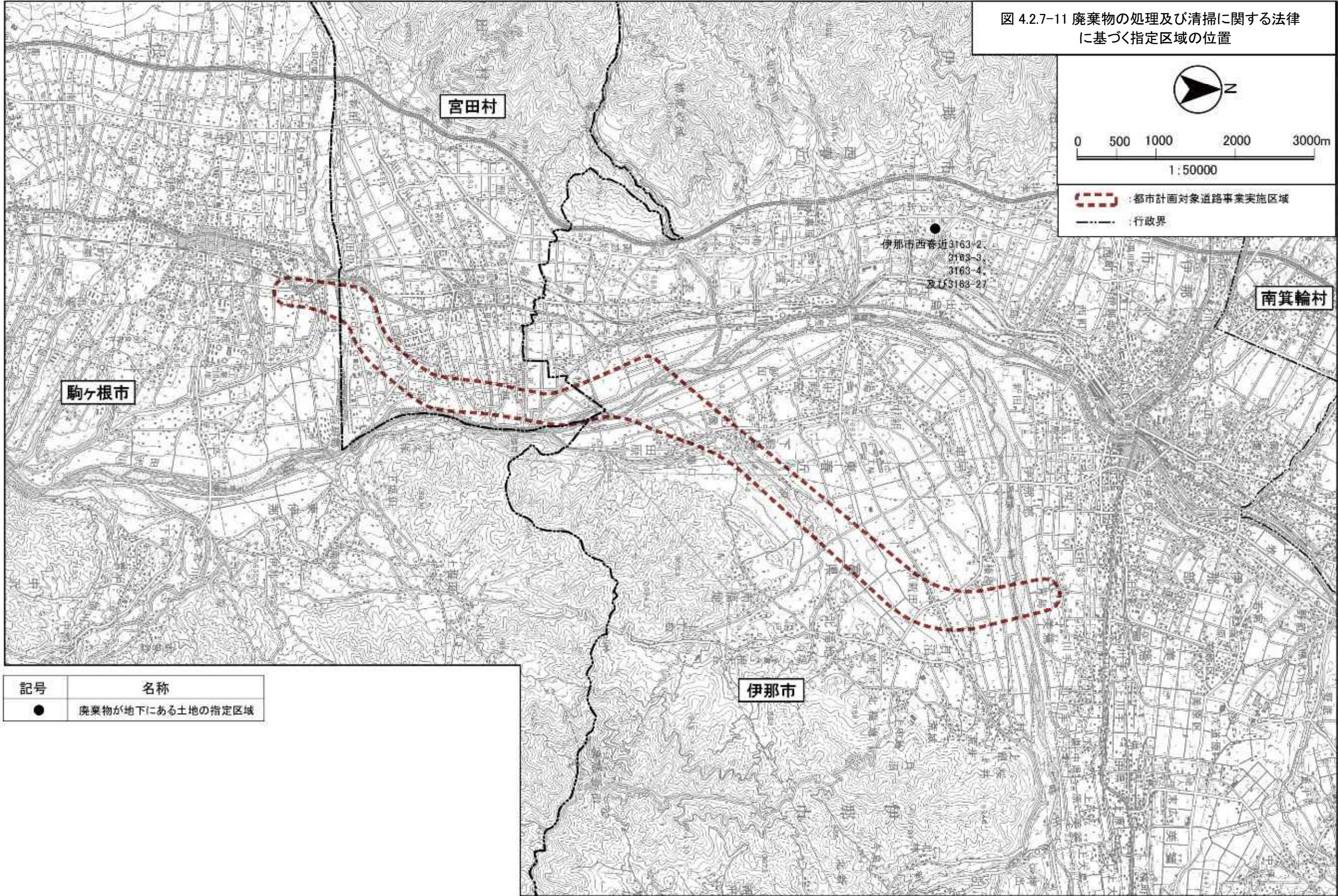
表 4.2.7-26 廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定区域	埋立地の区分	指定日
伊那市西春近3163-2、3163-3、3163-4及び3163-27	令*	平成27年7月21日

※：令とは、新法の施行後に設置等の届出確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

出典：「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」（平成 28 年 1 月 28 日 長野県環境部資源循環推進課 HP）

図 4.2.7-11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の位置



記号	名称
●	廃棄物が地下にある土地の指定区域

出典:「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」(平成27年8月 長野県環境部資源循環推進課)

29) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号）第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はない。

30) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健(保健保安林)及び名所又は旧跡の風致の保存(風致保安林)のために指定された保安林

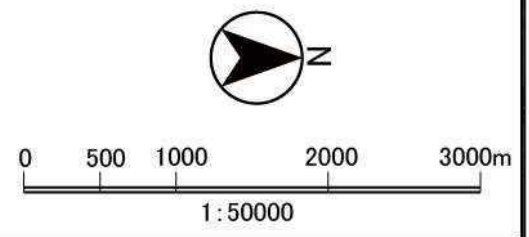
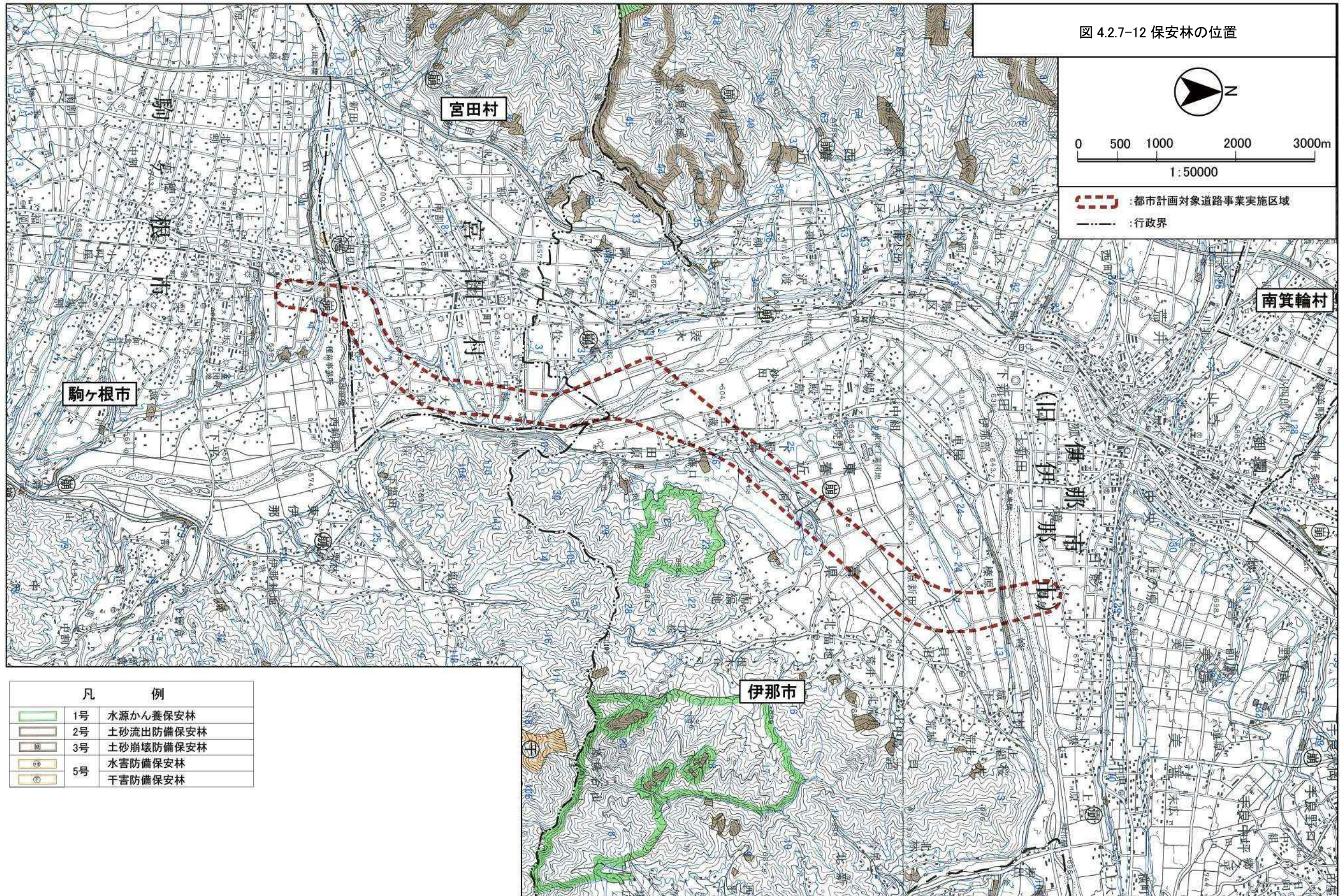
調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号）第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健（保険保安林）及び名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林はない。調査区域には、公衆の保健（保険保安林）及び名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）以外の保安林がある。調査区域に分布する保安林の種別・種類を表 4.2.7-27 に、位置を図 4.2.7-12（P194）に示す。

表 4.2.7-27 調査区域に存在する保安林

種別	種 類
1 号	水源かん養保安林
2 号	土砂流出防備保安林
3 号	土砂崩壊防備保安林
5 号	水害防備保安林
	干害防備保安林

出典:「上伊那管内保安林位置図」(平成 21 年 3 月 長野県)

図 4.2.7-12 保安林の位置



: 都市計画対象道路事業実施区域  
 : 行政界

凡 例	
	1号 水源かん養保安林
	2号 土砂流出防備保安林
	3号 土砂崩壊防備保安林
	4号 水害防備保安林
	5号 干害防備保安林

出典:「上伊那管内保安林位置図」(平成21年3月 長野県)